

# かいほう

No.  
44

## 平成8年新年号

- 平成8年度建設省関係予算概算要求の概要
- 建設産業政策大綱策定される
- 建設機械リース・レンタルの現状と今後
- 建設産業政策・3つの基本目標の実現に向けて



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

C O N T E N T S

年頭に  
あたって

稼働率の向上にむけて信頼される業界に

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 小俣 實

2

年頭所感

建設省建設経済局建設機械課長 高田邦彦

3

予 算

平成8年度建設省関係予算概要要求の基本的考え方

4

基本目標

建設産業政策大綱策定される!

14

建設機械リース・レンタルの現状と今後

建設省建設経済局建設機械課長補佐 渡辺和弘

34

建設産業政策・三つの基本目標の実現に向けて

(社)全国建設機械器具リース業協会専務理事 大屋寧佐

38



点検整備

レンタル用建設機械整備状態表の活用おねがい

40

共済制度

全建リース総合賠償共済制度(リース共済)とは?

41

NEWS

平成7年度可搬形発電機整備技術者試験合格者

42

支部だより

兵庫支部

46

中部支部

47

知識メモ

現代パソコン事情 マルチメディア倫の出現!

48

読 物

大久保彦左衛門の忠節

50

協会より

協会支部名簿

59



●表紙  
築地/聖路加ガーデン

### 年頭にあたって



## 稼働率の向上にむけて 信頼される業界に

社団法人全国建設機械器具リース業協会

会長 小俣 實

新年あけましておめでとございます。本年もよろしくお願い致します。昨年一月十七日早朝に発生した阪神大震災を始め、重大事件が相つぎ、経済面では景気の足踏み状態が長引くなかで新年を迎えました。

新年あけましておめでとございます。我々リース業にとつては信頼され、頼られる業界でなければなりません。新しい競争の時代を迎え、会員各位が我々の業界の立場を認識し、健全に育たなければ建設業自体も健全に育たないという考えに立ち、適正な利潤を得て業界が健全に育っていくための個々の経営体質を形成することが肝要と思います。

本年こそは明るい希望に満ちた良き年となることを願っております。

又、本年は第二次構造改善事業の最終年になります。参加企業が年々減少しておりますが、会員の皆様の熱意がないとこの構造改善事業は承認されないものとなります。

昨年建設省では、建設工事における内外価格差の妥当性についての疑問に対し、省内に内外価格差検討委員会を設けられ、建設コスト縮減に向けて検討がなされました。

これから更に第三次構造改善事業に取り組むには、業界をあげての取組姿勢が必要となりますので、皆様の御協力をお願い致します。

そのなかで、建設機械の損料が諸外国に比べ高いと言う結果の原因は、建設機械の年間使用時間及び耐用時間が短いことが価格差の原因と判明し、この対策として稼働率を向上させることが必要ということとなりました。今後建設機械の効率的な活用を図るには、行政では関係機関と協力して、各施工業者間あるいは建設機械リース業者間で機械保有に係る情報ネットワークを構築し、不稼働機械を積極的に貸借する体制づくりを行うなど、リース・レンタルの一層の活用や、中古市場をも含めた建設機械市場の活性化を図るとされております。

昨年は建設産業全体にとって大変きびしい年でありました。政府は十四兆円を超える経済対策を決定し、これを受けて五兆円余の補正予算も組まれ、更に二十七兆八、五〇〇億円の平成八年度建設関係予算概算要求がなされております。公共事業をてこにして、これからも景気回復に向けていろいろな施策が構じられてくると思います。

### 年頭にあたって



## 新春を迎えて

建設省建設経済局建設機械課長

高田 邦彦

平成8年の新春を迎え、謹んでお慶びを申しあげます。21世紀を間近にひかえ、我が国は歴史的な大きな構造変化への転換点にあるといえます。

建設省といたしましては、21世紀に向け生き生きとした活力に満ちた経済社会を構築するため、「公共投資基本計画」の着実な達成に向けて住宅・社会資本整備を一層強力に推進してまいりる所存であります。

少子・高齢化社会の急速な到来、高次な成熟社会への移行、産業構造の変化、情報通信の高度化等大きな潮流の変化が生じており、これらに適切に対応し21世紀に向けた我が国の発展をより確かなものにしていくことが重要な課題となっております。

来の一連の公供事業の入札・契約制度の改革、建設市場の国際化等、より競争的な環境へと大きく変化しております。

一方、我が国の経済はバブルの崩壊後、いまだ混迷から脱しきれず足踏み状態が長引く中で、引き続き弱含みで推移し、その先行きに対する不透明感を払拭しておりません。

建設産業がさらに発展していくためには、これらの変化に的確に対応し一層競争的な産業へと自ら変革していくことが求められます。

また、いわゆる右肩上がりの経済成長、完全雇用、倒産しない銀行といった数々の経済神話が崩壊するとともに、一年前の阪神・淡路大震災、一連のサリン事件などにみられるように安全神話までも崩壊したため、社会全体に閉塞感を強めております。

貴協会におかれましては、本年、構造改善事業をひとまず終了されますが、建設機械がリース・レンタルへ大きく依存している今日、業界の果たす役割の重要性に鑑み引き続き自助努力され、「活力ある業界」づくりを期待してまいります。

政府といたしましては、現況を踏まえこれらの課題にこたえるため、昨年12月1日に平成8年度から平成12年度（西暦2000年）の期間に実質経済成長率3%程度を目標に安定的な内需主導型の成長と活力のある経済社会の実現を目的とした「構造改革のための経済社会計画：活力ある経済・安心できる暮らし」を閣議決定し、我が国経済社会の構造改革に向け積極的に取り組んでい

「建設産業政策大綱」のフォローアップとして各種施策を積極的に推進していく決意ですので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

# 平成八年度建設省関係予算の概要

建設省大臣官房会計課



## 一、平成八年度概算要求基準について

平成8年度の概算要求基準においては、我が国財政が一段と厳しさを増し、引き続き健全な財政運営が求められる状況の下で、経常的経費については原則として対前年度10%減（経常的経費のうち一般行政経費については15%減）とされる一方で、急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大等今後の社会経済情勢の変化に対応するため、投資的経費については5%増とされたところである。さらに、本格的な高齢社会の到来を控え、新たな時代のニーズに対応して公共投資の重点化を図っていくため、総額3,000億円の「公共投資重

点化枠」が設けられ、重点的かつ緊急的な実施が必要な事業の推進を図っていくこととされたほか、経常的経費においても、経済発展基盤・学術研究関係の新たな財政需要に臨時特別に対応するものとして、「経済発展基盤・学術研究臨時特別加算」が新たに講じられたところである。

## 二、概算要求の概要

前記の概算要求基準を受けて行われた平成8年度建設省関係予算の概算要求の概要は以下のとおりである。

### (1) 概算要求の基本的考え方

景気の回復が足踏みし、先行きに対する懸念が広まる中で、内需の拡大による

景気の回復を図っていくためには、経済波及効果の高い公共投資の思い切った拡大が不可欠である。

また、本格的な高齢社会の到来を控え、国民生活の充実・向上、魅力と活力ある地域づくりを進めていくためには、昨年10月に改定された公共投資基本計画を踏まえ、立ち後れている生活関連の住宅・社会資本整備を推進することが極めて重要である。

このため、内需の拡大による景気の回復を図るとともに、21世紀に向けて生き生きとした活力に満ちた経済社会を構築するため、我が国の生活基盤・発展基盤となる質の高い住宅・社会資本整備について、投資の拡大を図りつつ、戦略的・重点的な投資を推進する。

具体的には、次に掲げる項目を中心に、

### ① 戦略的・重点的な投資を行う。

新しい国土構造の実現に向けた魅力と活力を追求する新たな地域づくりの推進

② 快適な暮らしを支える生活基盤整備の推進

③ 安全で安心できる地域づくり・まち

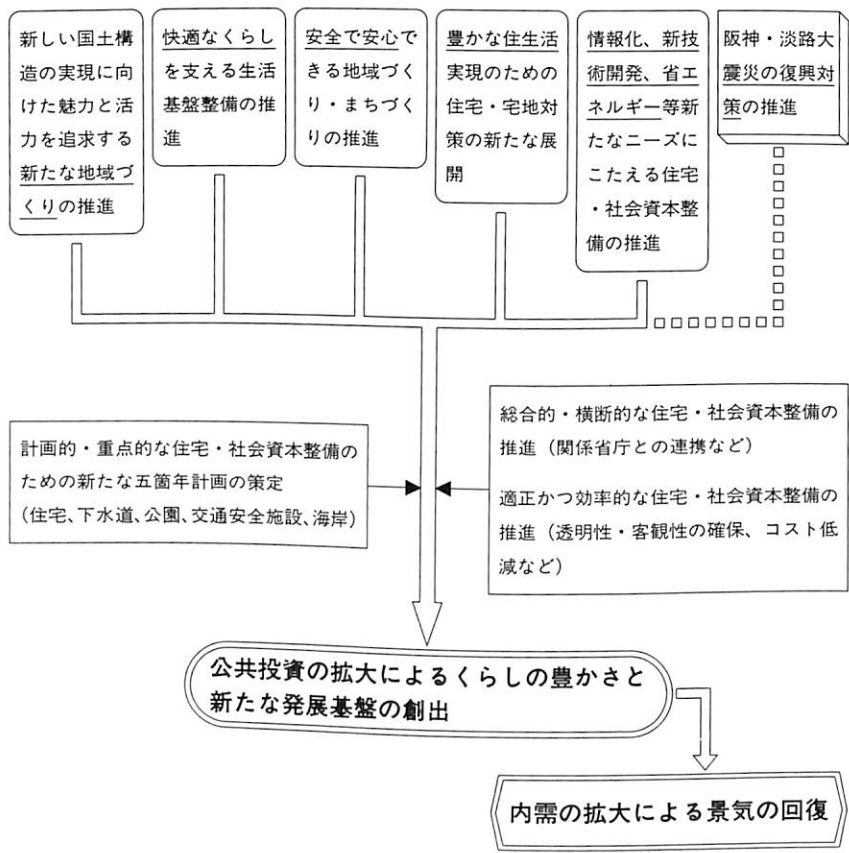
### ④ 豊かな住生活実現のための住宅・宅

地対策の新たな展開

⑤ 情報化、新技術開発、省エネルギー

等新たなニーズにこたえる住宅・社会資本整備の推進

⑥ 阪神・淡路大震災の復興対策の推進



### (2) 概算要求額

平成8年度建設省関係予算としては、公共投資重点化枠を含め通常分、NTT・B型を併せて国費6兆7,307億円（対前年度1・05倍）、財政投融资資金15兆9,72億円（対前年度1・00倍）等により、事業費27兆8,544億円（対前年度1・03倍）を要求している。このうち、災害関係を除く一般公共事業についてみると、国費6兆5,958億円（対前年度1・05倍）、事業費27兆6,402億円（対前年度1・03倍）となっている。（表1-1、2）

平成7年度に引き続き設けられた公共投資重点化枠については、その趣旨を踏まえ、質の高い住宅・社会資本整備を積極的に推進するため、総額2,740億円の要求を行ったところである。（表1-3）

また、建設省関係日本開発銀行等融資要望については、日本開発銀行に関しては2,342億円（対前年度0・76倍）を要望している。（表1-4）

### (3) 概算要求の主要事項

平成8年度予算概算要求に当たっては、道路、治水、公園、下水道、住宅、市街地整備等の所管事業について、五箇年計画等に従い計画的かつ着実な推進を図るとともに、特に、以下の事項に重点をお

いて、公共投資重点化枠の活用等により  
所要の要求を行うものとしている。

① 新しい国土構造の実現に向けた魅力  
と活力を追求する新たな地域づくりの  
推進

事業費 44、464億円

国費 12、477億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 910億円

○高規格幹線道路、地域高規格道路の  
整備による広域的な地域連携を支え  
る交流ネットワークの整備

事業費 37、862億円

国費 8、815億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 332億円

○地方都市の中心市街地の活性化や空  
港・IC等へのアクセス道路の整備  
等による地方都市の活性化の推進

事業費 2、382億円

国費 1、476億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 162億円

○下水道の整備や海辺の健康拠点づく  
りなど地域交流拠点整備の推進等に  
よる快適で魅力あるふるさとづくり  
の推進

事業費 874億円

国費 455億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 374億円

○交流ふれあいトンネル・橋梁整備事  
業や小規模生活ガムの整備など中山  
間地域の活性化のための生活・生産  
基盤整備の推進

事業費 3、346億円

国費 1、731億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 42億円

② 快適なくらしを支える生活基盤整備  
の推進

事業費 24、779億円

国費 12、638億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 595億円

○水と緑のネットワーク・環境ふれあ  
い公園の整備などによる緑あふれる  
都市環境の創出

事業費 221億円

国費 105億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 80億円

○湯水対策、安全でおいしい水確保対策  
など生活を支える水の確保対策の推進

事業費 3、624億円

国費 2、440億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 158億円

良質な住宅供給を的確に進めるため  
の公的住宅制度の改革

○ファミリー層向け賃貸住宅を中心と  
した都心居住促進対策の推進

事業費 1、722億円

国費 728億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 222億円

○高齢者向け住宅の供給の推進

事業費 82億円

国費 46億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 46億円

○大都市近郊区における優良な住宅・  
宅地供給の推進

事業費 4、284億円

国費 2、145億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 43億円

○地方定住促進のための住宅供給、居  
住環境整備

事業費 3、443億円

国費 1、839億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 92億円

○幅の広い歩道の整備、福祉施設等と  
一体となった公園整備など高齢者・  
障害者にやさしいまちづくりの推進

事業費 1、021億円

国費 547億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 40億円

○沿道環境整備や交通渋滞対策など快  
適な道路環境・交通環境の実現

事業費 18、944億円

国費 9、008億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 93億円

○床上浸水解消対策、交通安全対策に  
よるくらしの安全を守る基盤整備の  
推進

事業費 969億円

国費 538億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 224億円

③ 安全で安心できる地域づくり・まち  
づくりの推進

事業費 28、390億円

国費 10、070億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 458億円

○道路橋、堤防、住宅等の補強・改修  
など公共施設の安全対策の推進

事業費 3、587億円

国費 1、566億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 374億円

○情報ハイウェイの整備による情報基  
盤整備

事業費 900億円

国費 480億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 163億円

○道路情報システム(VICS)や下  
水道管理高度情報化事業など高度情  
報化の成果を活用した住宅・社会資  
本整備の推進

事業費 1、440億円

国費 630億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 171億円

○自動運転道路システムなどの高度道  
路交通システム(ITS)や環境に  
やさしい技術など新技術開発の推進  
と新技術を活用した社会資本整備

事業費 134億円

国費 102億円

○太陽エネルギーの活用など省エネル  
ギー・リサイクル技術を活用した道  
路施設、公園施設等の整備、都市整  
備

事業費 113億円

国費 54億円

○ISO規格に対応した国道ネットワ  
ーク

④ 豊かな住生活実現のための住宅・宅  
地対策の新たな展開

事業費 9、531億円

国費 4、758億円

（うち公共投資重点化枠要望）  
国費 403億円

○国民の新たなニーズにこたえ、より

一ノ整備など規制緩和の推進、住宅・都市整備公団による公民共同事業など民間投資の導入に対応した社会資本整備事業費 1、241億円  
 国費 300億円  
 (うち公共投資重点化枠要望) 40億円

⑥ 阪神・淡路大震災の復興対策の推進  
 阪神・淡路地域の復興対策の取扱いについては、7月28日に決定された「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を十分に踏まえ、復興特別事業について予算編成過程において検討し、復興対策の円滑な推進に十分配慮。

⑦ 計画的・重点的な住宅・社会資本整備のための新たな五箇年計画の策定  
 住宅、下水道、都市公園、特定交通安全施設、海岸について、平成8年度を初年度とする新たな五箇年計画を策定(表一5)。

⑧ 住宅・社会資本整備に係る政策展開の基礎となる調査・研究等の推進  
 新たに設けられた経済発展基盤・學術研究臨時特別加算を活用し、  
 ○地震予知観測と防災対策等に関する研究開発 (1、283百万円)  
 ○GPS連続観測等による地殻変動の

予測分析等の推進  
 ・大震災に対する構造物・建築物の防災機能の向上対策の推進  
 ○高度情報化社会に対応した住宅・社会資本整備に関する研究 (513百万円)

・GIS情報基盤整備の推進  
 ・CALISの導入等による建設事業の高度化・情報化の推進  
 ○環境にやさしい住宅・社会資本整備に関する研究 (511百万円)  
 ・生態系の保全対策等社会資本整備に係る環境対策の推進  
 ・建設副産物の発生抑制とリサイクルの推進

○経済社会構造の変化に対応した住宅・社会資本整備のあり方等に関する調査研究等を推進。(573百万円)

(4) 効果的・効率的な住宅・社会資本整備の推進

① 総合的・横断的な住宅・社会資本整備の推進  
 住宅・社会資本整備を効果的かつ効率的に推進し、より快適で質の高い生活空間を創造するため、省庁間の連携を含め各種事業を横断する総合的な施策の展開を図る。

② 適正かつ効率的な住宅・社会資本整備

備と推進  
 国民の理解を得ながら、適正かつ効率的な住宅・社会資本整備を着実に推進するため、大規模公共事業に係る透明性・客観性の向上に向けた総合的な評価方策の具体化、新しい入札・契約制度の定着の促進、建設・建築コストの低減に向けた取組みの推進を図る。  
 また、補助金等の簡素合理化を引き続き推進し、地域の主体性・自主性を尊重した事業の推進を図る。

### 三、おわりに

平成8年度概算要求基準では、昨年引き続き公共投資重点化枠が設けられたほか、経常的経費に経済発展基盤・學術研究臨時特別加算が新たに講じられるなど、21世紀を見据えて真に豊かな国民生活を実現していくための住宅・社会資本整備の重要性が改めて示されたところであるが、建設省としても引き続き各種五箇年計画等を踏まえ住宅・社会資本整備の充実を図っていくことが必要であると考えている。  
 今後、年末の予算編成に向けて、各位の御協力と御支援を仰ぎつつ、所要の予算の確保・充実が図られるよう努めてまいります。

表一1 平成8年度建設省関係予算概算要求事業費・国費総括表

(単位：百万円)

事項	事業費			国費			倍率(C/D)	摘要	
	8年度要求額(A)	前年度(B)	倍率(A/B)	8年度要求額(C)	うち公共投資重点化枠	前年度(D)			うち公共投資重点化枠
道路状況整備	8,273,152	8,145,463	1.02	2,711,986	112,211	2,586,547	74,601	1.05	1. 本表は、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁計上の建設省関係分を含んだ計数である。 2. 本表には、NTT・B型事業費 8年度要求額 1,373,636百万円 前年度予算額 1,507,733百万円 国費 8年度要求額 692,750百万円 前年度予算額 761,997百万円を含む。 3. 本表には、NTT・A型は含まれていない。 国全体国費 8年度要求額 205,000百万円 前年度予算額 102,541百万円 うち建設省 94,974百万円
治山治水	2,216,347	2,122,579	1.04	1,327,828	51,075	1,270,325	36,960	1.05	
治海傾斜地等	2,051,829	1,965,491	1.04	1,239,873	47,629	1,186,306	34,017	1.05	
都市計画面	69,369	66,061	1.05	40,088	1,577	38,216	1,093	1.05	
都市水道	95,149	91,027	1.05	47,867	1,869	45,803	1,850	1.05	
都計	2,582,247	2,431,263	1.06	1,338,996	65,910	1,267,483	28,328	1.06	
下水道	400,045	374,489	1.07	166,977	9,467	156,634	3,512	1.07	
公園	2,182,202	2,056,774	1.06	1,172,019	56,443	1,110,849	24,816	1.06	
住宅・市街地策等	14,568,428	14,219,003	1.02	1,217,022	43,552	1,157,832	25,780	1.05	
住宅建設等	13,158,626	12,771,527	1.03	1,161,341	40,262	1,106,515	24,720	1.05	
住宅金融公庫融資	2,728,757	2,670,545	1.02	740,441	40,262	695,615	24,720	1.06	
一般公共事業計	10,429,869	10,100,982	1.03	420,900	0	410,900	0	1.02	
災害関係係	935,375	937,126	1.00	0	0	0	0	—	
公共事業関係計	474,427	510,350	0.93	55,681	3,290	51,317	1,060	1.09	
官庁営繕	27,640,174	26,918,308	1.03	6,595,832	272,748	6,282,187	165,669	1.05	
建設行政経費	46,636	58,726	0.79	35,291	0	48,854	0	0.72	
計	27,686,810	26,977,034	1.03	6,631,123	272,748	6,331,041	165,669	1.05	
官庁営繕	94,155	70,841	1.33	27,022	1,239	25,342	883	1.07	
建設行政経費	73,436	70,749	1.04	72,513	0	69,868	0	1.04	
計	167,591	141,590	1.18	99,535	1,239	95,210	883	1.05	
合計	27,854,401	27,118,624	1.03	6,730,658	273,987	6,426,251	166,552	1.05	

平成八年度建設省関係予算の概要

●表-3 公共投資重点化枠要望事業の概要<国費>

<b>1. 新しい国土構造の実現に向けた魅力と活力を追求する新たな地域づくりの推進</b> 91,033百万円	
(1) 新しい国土構造の実現に向けた交流ネットワークの形成の推進 (高規格幹線道路網、地域高規格道路の整備)	(33,189百万円)
(2) 中心市街地の活性化、アクセス機能の向上等による地方都市の活性化の推進	(16,235百万円)
(3) ふるさと活性化下水道の整備、新しい地域交流拠点の整備等による快適で魅力あるふるさとづくりの推進	(37,394百万円)
(4) 中山間地域の活性化のための生活・生産基盤整備の推進 (交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業、小規模生活ダムの整備)	(4,215百万円)
<b>2. 快適な暮らしを支える生活基盤整備の推進</b> 59,516百万円	
(1) うるおいのある生活を実現する緑あふれる都市環境の創出	(8,015百万円)
(2) 日常生活を支える水の確保	(15,792百万円)
(3) 高齢者・障害者にやさしいまちづくりの推進	(3,989百万円)
(4) 快適な道路環境・交通環境の実現 (沿道環境整備)	(9,301百万円)
(5) 暮らしの安全を守る基盤整備の推進 (床上浸水解消対策、交通安全対策)	(22,419百万円)
<b>3. 安全で安心できる地域づくり・まちづくりの推進</b> 45,803百万円	
(1) 公共施設等の安全対策の推進	(33,316百万円)
(2) 安全性の高い市街地整備の推進	(1,370百万円)
(3) 災害発生時の市民生活の安全性の確保 (防災公園の整備等)	(5,000百万円)
(4) 災害発生時の社会・経済活動の確保 (交通網集中地域等における土砂災害対策)	(6,117百万円)
<b>4. 豊かな住生活実現のための住宅・宅地対策の新たな展開</b> 40,301百万円	
(1) ファミリー層向け賃貸住宅を中心とした都心居住促進対策の推進	(22,145百万円)
(2) 高齢者向け住宅の供給の推進	(4,626百万円)
(3) 大都市近郊等における優良な住宅・宅地供給の推進	(4,301百万円)
(4) 地方定住促進のための住宅供給と居住環境整備の推進	(9,229百万円)
<b>5. 情報化、新技術開発、省エネルギー等新たなニーズにこたえる住宅・社会資本整備の推進</b> 37,334百万円	
(1) 高度情報化社会を支える情報基盤整備の推進 (情報ハイウェイの整備)	(16,255百万円)
(2) 高度情報化の成果を活用した住宅・社会資本整備の推進 (VICS、河川情報基盤の整備等)	(17,079百万円)
(3) 規制緩和の推進、民間投資の導入に対応した住宅・社会資本整備の推進 (ISO規格コンテナ輸送に対応した道路橋の補修・補強)	(4,000百万円)
<b>合計 273,987百万円</b>	

●表-2 平成八年度建設省関係財政投融资等概算要求総括表

区分	財政投融资			自己資金等との合計			摘要
	8年度要求額(A)	前年度(B)	倍率(A/B)	8年度要求額(C)	前年度(D)	倍率(C/D)	
住宅金融公庫	10,805,500	10,628,900	1.02	10,955,300	11,536,807	0.95	1. 住宅・都市整備公団 他に鉄道分として、財政投融资 1,700百万円(前年度1,600百万円)、 自己資金等との合計3,884百万円 (前年度3,685百万円)がある。
住宅・都市整備公団	1,285,900	1,372,900	0.94	2,989,985	3,101,561	0.96	
小計	12,091,400	12,001,800	1.01	13,945,285	14,638,368	0.95	2. 本州四国連絡橋公団 他に鉄道分として、自己資金等 74,428百万円(前年度86,856百万 円)がある。
日本道路公団	1,829,200	1,910,300	0.96	4,460,637	4,364,524	1.02	
首都高速道路公団	419,400	414,500	1.01	744,426	861,278	0.86	3. 民間都市開発推進機構 他に港湾整備分として、財政投融资 300百万円(前年度300百万円)、 自己資金等との合計1,106百万円 (前年度1,010百万円)がある。
阪神高速道路公団	363,100	338,100	1.07	608,551	601,262	1.01	
本州四国連絡橋公団	245,200	244,800	1.00	572,000	552,975	1.02	民間都市開発推進機構
東京湾横断道路株式会社	60,000	99,700	0.60	160,789	227,407	0.71	
小計	2,916,900	3,007,400	0.97	6,546,403	6,617,446	0.99	民間都市開発推進機構
都市開発資金通特別会計	76,800	90,000	0.85	87,400	100,050	0.87	
日本下水道事業団	9,300	8,000	1.16	30,061	28,350	1.06	民間都市開発推進機構
民間都市開発推進機構	2,800	2,900	0.97	10,162	9,969	1.02	
合計	15,097,200	15,110,100	1.00	20,619,311	21,394,183	0.96	

(単位：百万円)

●表-5 新たな五箇年計画の策定

	新五箇年計画(案)	投資規模	整備目標等(平成7年度末→12年度末)
住 宅	第七期住宅建設 五箇年計画	総建設戸数 730万戸 公的資金住宅 366万戸	○最低居住水準 未達成率 7.8%(H5)→大都市地域に重点を置いて解消に努める ○誘導居住水準 達成率 40.5%(H5)→50%
	(第六期計画)	総建設戸数 730万戸 公的資金住宅 370万戸	
下 水 道	第8次下水道整備 五箇年計画	一般公共 166,010億円 地方単独 83,990億円 計 250,000億円	○下水道の処理人口普及率 約54%→おおむね7割 ○おおむね5年に1回程度の降雨に対する整備面積割合 ・全国 約46%→おおむね6割 ・大都市の浸水被害頻発地域 約73%→概成 ○高度処理人口 約500万人→おおむね2,000万人
	(第7次計画)	165,000億円	
公 園	第6次都市公園等整備 五箇年計画	一般公共 41,040億円 地方単独 34,960億円 計 76,000億円	○1人当たりの公園面積 約7.0㎡→おおむね10㎡ ○歩いて行ける範囲の公園の整備率 約55%→おおむね7割 ○防災公園の整備により避難困難人口が解消された市街地の割合 約53%→おおむね7割
	(第5次計画)	50,000億円	
特定交通 安全施設	第6次特定交通安全 施設等整備事業 五箇年計画	(道路管理者分) 一種・二種 25,000億円	○事故多発地点全国約3,000箇所での対策実施により、事故多発地点における死者数約2,000人のうち、約500人を削減 ○運輸省と連携したエレベーター付立体横断施設や交通広場等の総合的整備全国約100箇所
	(第5次計画)	(道路管理者分) 18,500億円	
海 岸	第6次海岸事業 五箇年計画	海 岸 17,800億円 災害関連・ 地方単独等 1,500億円 計 19,300億円	○知事の策定した整備基本計画に対する達成率(整備率) 約4割→約5割 ○砂浜浸食防止延長割合 約2割→約4割 ○新たな砂浜の創造 約500ha ○新たな海辺へのアクセスの確保 約200km(海辺へのアクセス困難な約2,000kmのうち約1割のアクセスの確保)
	(第5次計画)	13,000億円	

\*前期五箇年計画の投資規模には調整費等を含む。

●表-4 平成8年度日本開発銀行融資要望事項一覧表

1. 新規項目

項 目	要 求 概 要
優良宅地開発公益的施設整備	優良宅地開発事業地区内の公益的施設整備事業に対する融資制度の創設(特利④)
建設発生土リサイクル施設整備促進事業	民活法特定施設の認定を受けた建設発生土リサイクル施設に対する融資制度の創設(特利④)
大規模スタジアム整備	民活法特定施設の認定を受けた大規模スタジアムに対する融資制度の創設(特利④)
生活・交流都心づくり事業	都市の中心市街地における土地区画整理事業により整備される生活・交流施設等に対する融資制度の創設(特利⑤)
街並み・建築景観総合誘導パイロット事業	街並み・建築景観総合誘導パイロットプロジェクトに位置付けられた建築物に対する融資制度の創設(特利⑤)
河川一体型建築物整備	河川管理施設と一体となって整備される建築物に対する融資制度の創設(特利⑤)
高度防災建築物整備促進事業	ヘリポート等を備えた高度防災建築物に対する融資制度の創設(特利③)
高度防災建築物整備促進事業(民活法特定施設)	民活法特定施設の認定を受けた高度防災建築物に対する融資制度の創設(特利④)

2. 拡充項目

項 目	要 求 概 要
建設新技術開発促進	・融資対象の追加(構造物の耐震性の向上に資する研究開発)
都市防災不燃化促進事業	・融資対象の追加(地域防災計画に定められた緊急輸送路周辺地区等) ・金利の引下げ(基準(特②)→特③(特④)、特④(特⑤))
自動車駐車場整備事業	・融資対象の追加(附置義務駐車場の立地誘導を行う駐車場、建設協力金) ・金利の引下げ(基準、特②、特③→基準、特①～⑤) ・出資の新規要望
水資源有効利用	・融資対象の追加(大震災に備えた雑用水備蓄施設を設置した建築物)
地域冷暖房施設整備事業	・融資対象の追加(防災型地域冷暖房施設、入居保証金) ・金利の引下げ(都市計画決定された施設等につき、基準→特②)
共 同 溝	・金利の引下げ(特④→特⑤)
電線共同溝整備事業	・金利の引下げ(特④→特⑤)
市街地再開発事業	・金利の引下げ(高度防災ビル、福祉空間形成プロジェクト、TMCが行う事業につき特③(④)→⑤) ・出資の新規要望
地区計画区域内建築物等整備事業	・金利の引下げ(高度防災ビル、福祉空間形成プロジェクト、TMCが行う事業につき特③(④)→⑤) ・面積要件の緩和(沿道整備計画の区域内につき10,000㎡→2,000㎡)
特定街区内建築物整備事業等	・金利の引下げ(高度防災ビル、福祉空間形成プロジェクト、TMCが行う事業につき特③(④)→⑤)
大規模複合建築空間総合整備事業	・出資の新規要望
被災市街地復興整備特別融資	・金利の引下げ(高度防災ビル、福祉空間形成プロジェクト、TMCが行う事業につき特④→⑤、自治体の復興計画に位置付けられた事業につき特④→財投金利)
建築物総合防災・維持保全対策事業	・融資対象の追加(「建築物の耐震改修の促進に関する法律(仮称)」に基づく改修工事)
人に優しい建築物整備促進事業	・融資対象の追加(入居保証金)



1995年

# 建設産業政策大綱 策定される!

建設省建設経済局建設業課

昨年7月に設置された建設産業政策委員会（委員長：古川修京都大学名誉教授）は、最終報告書である「建設産業政策大綱」をとりまとめ、4月24日建設省建設経済局長に報告した。これは、建設業法や経営事項審査についての今後の在り方をも明示したものである。

今後は、「建設産業政策大綱」において示された2010年までの枠組みに従って、具体的政策が展開されていくことになる。

今回はその中の「建設産業政策の三つの基本目標と実現への視点」につき掲載をいたします。

## 建設産業政策の三つの基本目標と実現への視点

建設産業が国民に開かれ、信頼される産業として発展するためには、建設産業としての本来の役割や基幹産業としての重要性を訴えるばかりでなく、建設産業としてどのような形で社会に貢献しようとしているのかを明確な目標として国民に対して示す必要がある。これが、最終消費者（エンドユーザー）である国民に「トータルコスト」で「良いものを安く」提供するという第一の目標である。

第二の目標は、建設産業の個々の経営体に対する目標である。すなわち、建設産業が「新しい競争の時代」を乗り切り、自信と活気に溢れた産業として発展していくためには、「技術と経営に優れた企業」が「自由に伸びられり競争環境」を作っていかなければならない。建設産業に、より透明な形での競争を求めるとともに、建設産業政策としても「適正な競争の土俵づくり」が不可欠である。

また、建設産業を現場で支えるのは、厳しい労働環境の下で日夜額に汗して働く人々である。建設産業がこれらの技術と技能に優れた人材にとって生涯を託せる産業でなければ、建設産業としての発展も望むべくもない。したがって、建設産業に働く人々に着目して今後取り組むべき政策課題を示したのが第三の目標である。

建設産業政策としては、これらの三つの目標を調和をとりながら追求することが必要であり、例えば、国民と現場労働者の負担の下で一部の建設産業が発展できたとしてもこれは真の発展とは言えず、一方、例え一時的には「良いものを安く」エンドユーザーに提供できたとしても、その陰で働く人々の幸福が犠牲にされ、産業として長続きできないような競争に陥るようではこれも真の発展とは言えないことに留意しなければならない。

## 目標1 エンドユーザーに「トータルコスト」で「良いものを安く」提供すること

円高を背景とした最近の内外価格差の議論は、公共工事のみならず、民間工事においても、今まで購入した住宅や建設された公共施設の価格が国際的に見ると高過ぎないかという疑問を国民に抱かせることとなった。

そこで、建設産業政策の第一の目標として、建設生産物の最終消費者（エンドユーザー）である国民にとって、「トータルコスト」で「良いものを安く」提供することを掲げた。

すなわち、建設生産物の価格を考える際、建設生産が企画・設計から施工までの複雑なプロセスを持つこと、さらには、生産物の寿命が長いことから、当初建設費に加え維持・修繕のコストや更新・廃棄のコストの大きさがポイントになる。そこで、建設産業界が建設サービスを提供するに当たっては、施工費のみならず、企画・設計に要する費用、維持・修繕・更新の費用まで含めたトータルコスト（ライフサイクルコスト）（注）で安くなければ価値がないということになる。言い換えれば、企画や設計費に費用をかけても価値ある建設生産物を作る必要があること、当初の企画・施工のやり方によっては維持・管理・修繕の費用の方が高くなることもあるなど建設産業界全体がトータルコストの観点から、国民に「良いものを安く」提供するように努力していく必要があることをここでは強く示した。

一般的には価格は品質を表す指標であり、「高ければ品質が良い」、「安ければ品質が悪い」というのが普通であるが、他産業において価格競争が進む中で、国民は建設産業界にも、競争を通じて、「良いものを安く」という極めて困難な目標の実現を望んでいる。建設産業が技術と経営の向上によってビジネスを通じてこの目標を実現することが国民の信頼を回復する最良・最短の選択肢であり、さらには

この困難な目標を達成するための生産性の向上を通じて、建設産業界全体の発展も促進されることになろう。

### 実現への視点

- 1 コストダウンに向けた企業体質の強化
- 2 総合的な品質・安全確保への取組み
- 3 技術開発の推進と効率化
- 4 発注の平準化等
- 5 建設生産システムの変革
- 6 ダンピングの防止

（注）トータルコスト（ライフサイクルコスト）

設計、施工から維持管理に至るまでのコスト

## 1 コストダウンに向けた企業体質の強化

### (1) コスト管理能力の強化

コストダウンの原点は、コスト管理能力である。

これからの競争時代においては、市場における受注価格の低下に対応したコストダウンの努力はもろん重要であるが、それ以前の問題として、元請下請を通じてコストを計算する能力、コスト計算に基づいた適正な営業活動、生産過程でコストを管理する能力など総合的なコスト管理能力の早急な育成が必要である。

### (2) 管理部門の合理化の推進

バブル期における受注の急増を背景に、建設産業においては大手を中心に本社人員の増加を図り、建設投資の増加に対応してきた。しかしながら景気が低迷している今日、本社管理部門のコスト負担が経営を圧迫しており、受注高至上主義や系列下請の工事量確保の要請とともに現在の無理な受注競争の一因となっていると言われて

いる。  
今後、国際競争の時代を迎える中で、競争力を強化しコストダウンを図るためには、こうした「水膨れ体質」の早急な是正が必要である。

### (3) 労働生産性の戦略的向上

工事費に占める労務費の割合の大きさや今後の若年労働者不足を背景とした労働条件の改善の必要性を考慮すれば、コストダウンのためには現場労働生産性の向上が不可欠である。

しかしながら、今後、他産業に劣らない労働生産性を実現するためには、従来の現場レベルの努力に加えて、例えば流通業に見られるように熟練・非熟練の労働力の使い分けや多能工の導入による技能の見直しなどの人材活用戦略、機械化・工場生産化を生産の主軸に据えた生産戦略、さらには専門工事業者による専門一式下請の活用等による協力企業の育成など根本的な企業戦略の見直しが必要である。

### (4) 資材購入の合理化

資材費が工事費に占める割合が高いことから、今後の資材購入については、企業による資材購入規模や資金繰りなど各業態の置かれている状況に注意しつつ、他産業あるいは住宅プレハブメーカーでは常識となっている大口購入によるコストダウンや安価な輸入材・再生材の活用、独自の流通ルートの設定など、資材の種類や流通形態に応じた購入の合理化を積極的に進める必要がある。

### (5) 情報通信技術の活用

金融業界を始め流通業、製造業においては、情報通信技術を活用することで生産システムの変更、コスト削減ばかりでなく、顧客サービス、企業間関係も抜本的変革を受けている。この観点から見れば、生産基地が分散した総合組立産業である建設産業こそ、コスト

## 2 総合的な品質・安全確保への取組み

建設生産物は、国民の生命・財産に重要な影響を与え、かつ、いったん建設されると作り直しが困難であるので、総合的な品質・安全の確保が重要な課題となる。

### (1) 優秀な技術者・技能者の確保

建設生産物の品質確保は、優秀な技術者・技能者を適正に配置することにより実現されると言える。特に、施工に当たっては、技術者・技能者が個人としての確に仕事を執行するだけでなく、組織的に相互協力的に機能する体制が必要である。このため、行政と建設産業界とが一体となって優秀な技術者・技能者の確保育成を図るとともに、技術者の専任制等による施工管理の徹底を行う必要がある。なお、技能者の確保育成を図るためには、中小企業の多い専門工事業者が効率的に技能者を教育することができ、業種横断的な拠点的教育訓練施設の整備も必要である。

### (2) 品質確保のための体制づくり

建設生産は多くの人と企業が長期間にわたって生産に関与する巨大システムで、さらには単品受注生産であるため、一般の商品のように、事前に商品の品質を比較することができない。このためエンドユーザーである消費者は、建設生産物の購入を決定する前に購入する生産物の具体的な品質を明確に認識し得ない場合がある。したがって、建設生産においては、他の産業以上に消費者に対して品質確保のための体制づくりを推し進めることが不可欠である。すなわち、建設の各工程での社内検査基準、検査体制の確立に始まって、建設生産システム全体として品質確保を目指すため、従来から取り組んできた総合的な品質管理、さらにはISO9000(s)注などの国際規格に積極的に取り組んでいくことが必要である。

削減、元下関係の適正化などのために情報・通信技術の活用が最も求められていると言える。

このため、生産システムの基盤に位置する設計図について急速に普及するCAD(注)の使用を始めとして、企画・設計・積算・受発注・施工・管理の各段階の総合的な業務改革、生産性の向上、企業関係等の合理化に向けて、企業内の情報化のみならず、電子データ交換(EDI)(注)により建設業に関与する主体間の情報化を進め、電子商取引、CAI(注)に取り組んでいくことが重要である。

また、情報化を進めるに当たっては、企業内の各種システムの連携、多端末現象(注)の防止、産業界の標準コード・ルールの策定等情報化投資の効率化が図られるよう、企業・産業界・行政が一体となつてこの動きを推進する必要がある。

(注)

・CAD (Computer Aided Design)

コンピュータを使った設計のこと。設計を自動化し、製図作業を節約する等の利点がある。

・EDI (Electronic Data Interchange)

異なる企業間で、取引のためのデータを通信回線を介して、標準的な規約を用いてコンピュータ(端末を含む)間で交換すること。

・CAI (Continuous Acquisition and Life-cycle Support)

企業等において、設計から製造・流通・保守に至る製品等のライフサイクル全般にわたる各種情報を電子化し、ネットワークを介して交換及び共有するシステム。開発コストの削減、所要時間の短縮及びペーパーレス化が図れる。

・多端末現象

元請業者等の川上の企業が個別にEDIを進めた結果、下請業者等の取引先が個々の川上企業の仕様に適う複数の端末やソフトウェアを使用しなければならなくなることを。

### (3) 品質向上による競争体制づくり

建設産業は単品受注生産であり、品質の差が短期的には顕在化しにくいなどの理由で、他産業に見られるような、デザインや使い勝手、耐久性を含めた総合的な品質競争が行われにくい面がある。

しかし、各消費者にとっても投資額の大きさを考えれば、建設産業こそ価格と品質による総合競争が行われるべきである。既に防水業界やプレハブ住宅業界などでは、いろいろな先進的な取組みが行われている。したがって、これらを参考に、設計・コンサルタント業界を含め建設産業界全体として、消費者に対する自主的な品質保証のあり方や契約における瑕疵担保のあり方を見直していくことが必要である。

### (4) 環境への配慮

建設された様々な建造物は長期間使われ、地域や文化や個性を形づくるものであるから、地域の環境・風土と調和したものでなければならぬ。また、自然の材料を多量に使用することから、地球規模での環境に対する負荷について配慮が必要である。

このため、資源の有効利用や環境負荷の低減、景観への配慮、自然との共生等を考慮した総合的な品質確保を図るため、リサイクル(再利用)の促進、緑豊かでゆとりと潤いのある快適な環境の創出、美しい景観の形成等に積極的に取り組むことが必要である。

### (5) 新しい安全対策の展開

建設産業が近代的な産業を目指すためには、公衆災害・労働災害の防止が重要な課題である。

これまでの建設工事の安全対策は、安全設備などの整備のほか、法的規制の強化や各種技術基準の整備等を主体として行われてきたが、年間の死亡者数は依然として一、〇〇〇人前後あり、さらなる安全対策が求められている。従来の規制を中心とした対策は、安全

確保のための必要条件であるにもかかわらず、規制強化が進んだことにより、かえって「これだけやれば大丈夫」という誤解を生み出してきた。

今後は、規制を中心とした基本的な安全対策に加え、働く「人」に視点を置き、安全パトロールや危険予知活動の推進など、働く人自身による自律的な安全対策を促進するような施策を進めていく必要がある。

(注) ISO9000s  
「品質管理及び品質保証に関する一連の国際規格」のことで、製品の形状や性能などに関わる通常の規格とは異なり、企業の品質保証体制についての要求事項を規定している。

### 3 技術開発の推進と効率化

民間における技術開発は、これからの我が国の建設技術開発の基盤であり、その積極的な推進は、我が国の建設産業全体の発展を図る上で極めて重要な課題である。

また、それぞれの建設企業においては、技術開発は、「良いものを安く」提供し、受注競争を勝ち抜くために最も必要な要素の一つである。

我が国における技術開発は、これまで建設産業の生産性の向上及び建設生産物の品質の向上に大きく貢献しており、外国の技術開発と比較してもひけをとらないものとして評価できるものである。

しかしながら、建設産業全体での研究開発投資は、他産業、特に製造業と比べて著しく少なく、とりわけ中小企業で低い水準にある。その背景には、

- イ 個別受注生産であるため単一プロジェクトで大きな研究開発負担が困難であること、
- ロ 製造業のような大量生産でないため、研究開発費の早期回収が

を改良することにより施工の効率化を図るような改良技術もあり、中小の総合工事業者や、専門工事業者も積極的にこれらの分野に取り組んでいくことが必要である。

行政としても、各企業の技術開発を積極的に支援するため、官民を始めとする共同研究や金融・税制上の支援措置を検討するほか、民間の独自の開発技術を公共工事等の企画・設計・施工段階へ早急に採用できる手法を開発して、技術開発へのインセンティブ(促進方策)を作り出していく必要がある。

### 4 発注の平準化等

#### (1) 発注の一層の平準化

労働時間や機械のリース料、さらには労働災害数を四半期ごとに比較すると、毎年特定の時期に数値が高くなっていることがわかる。これは予算制度が「単年度原則」に縛られることから発注時期が偏ることによって生じる一つの弊害であり、生産性の向上を阻害することでも国民に対して結果的に「高い買い物」を強いていることになる。また、この問題は、従来から建設産業の計画的経営や雇用の安定の障害の一つであると促えられてきたところであるが、専門工事業ではピーク時対応の技能工が全体の三分の一を占めると言われる職種もあり、平準化は将来の技能工不足を改善するため重要な対策の一つであるとも言える。

平準化の視点や積雪寒冷地における円滑な建設工事の推進の観点から、複数年予算や会計年度の暦年制導入が重要な課題として提起されてきているが、「単年度予算の原則」は、憲法第八六条(予算)で定められている原則であり、これを受けて「財政法」、「地方自治法」では四月一日に始まる会計年度を定めており、これらは簡単に変えられるものではない。

むしろ、債務負担行為の活用、工期の設定の改善や竣工時期の調整など、現行法の枠の中で平準化の問題を最大限に解決していく方

困難であること、

- ハ 設計から施工、管理に至るシステムやプロセスの開発といったソフト分野の技術開発が適正な評価を受けていなかったこと、
  - ニ 建設市場の約四割を占め、指名競争入札を中心とした今までの公共工事市場では、特定企業が保有する新技術が直ちに採用されることが少なかったこと、
- などがあり、これらを要因として、一般的に技術開発投資に対する期待利益が低いことが考えられる。

一方、我が国大手建設企業に関しては、外国の建設業者に見られないような大規模な研究施設を保有し、積極的な技術開発・技術開発投資を行ってきたが、業界の強い横並び意識を反映して、類似の施設・研究テーマが多くなりがちで、企業としての独自性に欠けるとの指摘もある。

今後、各企業が技術開発を積極的に推進しその効率化を図っていくためには、

- イ 技術進歩の著しい他分野(新素材・情報通信・生化学等)の研究成果を積極的に採り入れて自らの技術開発水準を高めること、
- ロ 設計から施工、維持管理に至るシステムやプロセスの開発といったソフトな分野の技術開発の重要性を適正に評価し、その促進を図るとともに、施工に関するハードな技術開発との連携を強化すること、

ハ 特色ある研究テーマを選定し独自性を強調するとともに、開発した新技術を、例えばライセンス供与やフランチャイズシステム化することで、その成果を広く普及させるとともに、事業の展開に必要な新技術については積極的にこれらのライセンス等を活用すること、

- ニ 効率的な技術開発を進めるために、研究施設の共同利用や産・官・学の連携や役割分担を進めること、
- などが必要である。

なお、技術開発には高度な先端技術の開発のほかに、従来の技術法を考える必要がある。

国際的に見ると、米国では州によってばらつきはあるが、カリフォルニア州やテキサス州の道路工事の九〇%が、英国交通省の道路事業も九〇%以上が複数年にわたっており、ドイツ(バイエルン州)でも二月か以上の工期のものが四〇%を占める。

現時点においても国の直轄道路工事においては、国庫債務負担行為の活用等により四〇%強が複数年の工事となっており、また、財政投融資を使った道路公団工事等では大部分が複数年の工事となっている。

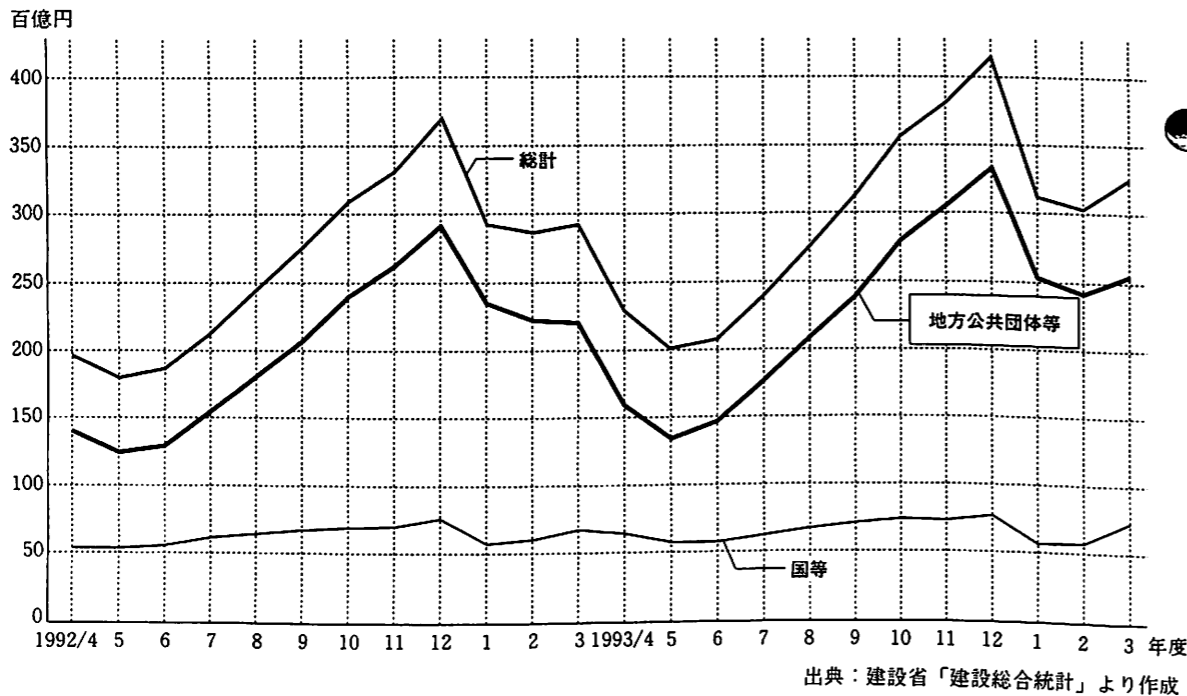
しかし、一方で、公共投資の七〇%程度を占める地方公共団体の発注の平準化が進展していないことに注意する必要がある。地方公共団体の発注の平準化が進展しない背景には、(イ)早期発注を担う技術職員の不足、(ロ)早期発注を支える用地ストックの不足、(ハ)補助事業におけるゼロ国債対象事業や地方単独事業におけるゼロ県債・ゼロ市町村債対象事業の割合が不十分、(ニ)高い補正予算のウェイトと短い工期設定、(ホ)大型工事の議会承認の必要性、(ヘ)多年度施工に適さない小規模工事のシェアの高さ、(ト)地方単独事業の発注時期など様々な要因が指摘されているが、住民に「良いものを安く」提供し、建設産業の健全な発展を進める上で地方公共団体発注の平準化は是非とも推進する必要がある。国としても事轉事業や公団事業の平準化をさらに進めるとともに、地方公共団体発注の平準化に資するよう補助金の交付や工期の設定の改善、竣工時期の調整等について財政当局に理解を求め、検討していく必要がある。

#### (2) 建設コストの低減に配慮した中小企業対策の推進

中小企業対策としては、国の方針として発注標準の遵守、分離・分割発注の推進等の方針が定められており、地方においては共同企業体による地元企業優遇など、発注段階においても様々な対策が講じられているところである。

このうち、特定の工種を分離して発注するいわゆる工種別の分離

▼図4-1 発注者別月別工事費（出来高ベース）



(注) 1. 国等＝国、公団・事業団、政府企業  
地方公共団体＝都道府県、市区町村、地方公営企業、その他  
2. 出来高ベース：着工額に工事別・工期別の出来高分布率（工事進捗率）を乗じて算出。  
着工額ベースが着工時に一度に計上されるのに対し、出来高ベースでは実際の工事進捗率に合わせた工事量の把握が可能となる。

発注者については、単なる中小企業対策という視点よりも、発注者の設計、工事監督、検査体制により選択される面が強く、また、その活用についても、総合事業者と専門工事業者のどちらがより発注者のニーズに適したサービスを提供できるかという観点から、市場競争を通じて選択されるべき問題であり、単に表面的な効率性の観点からだけでは論じられない面も含んでいる。

一方、同じ工種の一つの仕事を単に二つ以上に分ける分割発注については、行き過ぎれば事業執行の効率性を害するばかりでなく、コストアップの原因となり、また、不良適格業者やコスト低減努力に欠ける企業の存在や参入を許して、真面目に努力して成長しようとする中小企業の圧迫要因ともなることが懸念される。したがって、優良な中小企業の育成を図る中小企業基本法の精神は堅持しつつも、中小企業対策としても正当化できないような行き過ぎた分割発注については見直す必要がある。

(3) **自己責任の原則に基づく規制緩和の必要性**

書類・各種検査の簡素化、統一化、あるいは建築基準法、消防法などの基準の緩和については、コスト低減に関して大・中小を問わず多くの建設業者から提起されている課題である。国民の生命・財産の安全の確保や環境保全のための規制は必要であるが、合理化できるもの、あるいは簡素化、統一化できるものについてはコストの削減の観点から思い切った取組が必要である。

## 5 建設生産システムの変革

### (1) トータルコストの低減と建設生産システム

トータルコストの低減が重視され始めたことから、設計、施工、維持管理に至るまでの建設生産システム全体についてそのあり方を的確に見直していくことが求められる。

一九九四年一二月の「公共工事の建設費の縮減に関する行動計画」

においても、初めて、設計、施工から維持管理に至るまでのトータルコストの最適化を図る方針が打ち出されるとともに、公共工事に民間の施工方法における建設費縮減の提案を活かす提案競技型発注方式（性能発注方式）<sup>(注)</sup>やVE（バリューエンジニアリング）<sup>(注)</sup>制度<sup>(注)</sup>が検討されることとなったところである。また、一九九三年一二月の中央建設業審議会建議を受けて、技術力の脆弱な地方公共団体について発注者に対する業務支援の形で民間の技術力を設計、工程管理、品質管理、費用管理などに活用するCM方式の検討も始まっている。

これらは、民間活力を活かした様々な建設生産システムによって公共工事のトータルコストの縮減を図ろうとするものであり、建設業界においても、発注者のこれらのニーズに的確に対応するとともに、それに合わせた業態の変化を進めていく必要がある。

一方、民間工事においては、従来から、受注者は設計・施工分離から設計・施工一貫方式まで様々な建設生産システムを提供することとトータルコストの縮減など発注者のニーズに対応してきており、例えば総合建設業者が設計部を拡充するなど発注者のニーズや建設生産システムの変化に合わせた業態の変更を進めてきている。

施工の分野においては、専門工事業界は、かつては元請の直用であった者が独立して労務を提供していく業態が中心であった。しかし専門工事業界において技術力、コスト・工程管理能力に優れた企業が出現するのに対応して、材工一式（材料と労務提供を一括して行うこと）の下請から、さらには、複数の工事工程を請け負い責任施工を実施する「専門一式下請け」が出現するなど建設生産システムに変化が生じてきた。また、設備関連機器における技術進歩や発注者側の工事監督や検査体制の整備を背景に、設備工事分野を中心に、特定の工種を分離して発注する「分離発注制度」等の責任施工体制が確立されてきている。

これらも、施工の分野においては発注者のニーズの変化や専門工事業者における技術者管理、コスト管理体制の整備に伴う建設生産シ

(注)

・提案競技発注方式(性能発注方式)

公共住宅等において、要求する性能のみを示して技術提案を求め、これに基づき工事を発注する方式

・VE(バリューエンジニアリング Value Engineering)

最小のコストで、必要な機能を確実に達成するために、製品やサービス(建設分野では、目的物、施工工法、維持管理など)についての機能的研究に注ぐ組織的努力のこと

### (2) ソフト評価の確立

我が国の公共工事では、事業執行の公正性、競争性等を担保する趣旨から従来より設計と施工の分離が原則とされている。

一九九四年一月の「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」でも改めて、設計・コンサルディング業務の独立性の強化と適正な支払いが明記されたところである。この背景には、我が国では設計・施工の分離が原則とされているにもかかわらず、一部のプロジェクトにおいては、建設業者が都市開発の提案、用地のとりまとめ、近隣調整などソフトを含めた様々な業務を事実上行っており、これが公共の建設生産システムにおける手続きの不透明性の一つの原因とされてきたところである。

このようなソフト業務に対する金銭的な評価が、VE制度や技術力の脆弱な地方公共団体へのCM方式の導入等によって、公共部門において制度面、運用面で確立されることにより、ソフト業務に対する各業態からの参入と競争が促されることになろう。

### (3) 今後の方向

欧米では、官民を問わず設計・コンサルティング業務の独立性と

「適正な競争」を妨げることとなる。したがって、「ダンピング」は、基本的には建設産業界自身の問題であり、その有効な対策は建設産業界が適正なコスト意識に基づいた競争を行うことであることを建設産業界自身が認識し、企業のトップが率先して、業務の適正化に努めるべきである。

しかしながら、建設工事の場合には、著しい低価格受注は市場の混乱を招き、往々にしてペーパーカンパニー、暴力団などの不良不適格業者の建設市場への参入を許す可能性が大きいこと、また、工事の抜き打ちや下請けへの丸投げ・シワ寄せにより現場で働く労働者の雇用労働条件悪化へ直結することが懸念される。すなわち、いわゆる「安かろう、悪かろう」という結果になり、建設産業界自身の破壊のみならず、消費者である国民が被害を被る可能性がある。

また、過去、我が国において、二回にわたり一般競争入札が失敗に終わった原因の一端が、不良不適格業者の参入による市場を破壊するような著しい低価格受注であったことに鑑みれば、入札・契約制度の改革を定着させるため、これを的確に排除することが重要である。

以上から、行政は、不良不適格業者の参入で国民が被害を受けることのないように、また、今回の入札・契約制度の定着が阻害されないように、まず、暴力団やペーパーカンパニーなど不良不適格業者の排除を徹底する必要がある。このため、適正な契約の締結や資格を有する技術者の配置など建設業法に定められている事項の遵守の徹底が図られることが肝心である。特に、暴力団等については、各都道府県警察と連携して、建設業許可(更新)時、あるいは、公共工事における資格審査時に、暴力団関連企業の排除を行うとともに、改正された建設業法による許可条件を活用して、必要に応じて許可の取消を行うこととする。

ペーパーカンパニーなど技術力のない企業については、従来からの経営事項審査及び公共工事入札参加資格審査によるチェックに加え、新たに義務付けられた施工体制台帳の厳重なチェックや、新た

その金銭的評価が確立していると言われるが、既に公共工事の分野においても、多様化・高度化する発注者のニーズに対応して、建築を中心にVE、CM、DBなどの多様な建設生産システムが導入されてきている。

今後は、我が国においても、トータルコストの低減を始めとして、工期の短縮、最新施工技術の設計への反映、設計・施工責任の明確化や単一化など発注者のニーズはますます多様化、高度化していくものと考えられる。したがって、発注者として民間活力の活用が必要であると考える場合に、建設産業界がこのニーズに的確にこたえられる体制を作っていく必要がある。このためには、ソフト業務の金銭的評価の確立と合わせて、様々な建設生産システムのメリット・デメリット、適合する分野・プロジェクト、発注者・受注者に求められる要件等を明らかにしていくことが今後の重要な政策課題である。

### 6 ダンピングの防止

最近の建設価格の低迷は、バブル期に増大した供給力と急激に落ち込んだ需要とのアンバランスが基本的な要因であり、公共工事における新しい入札制度に対する不慣れや大型工事の減少した大手業者が民間の中小工事に進出していることも一つの要因であると考えられる。したがって、その回復には、需給バランスの回復と公共工事における新しい入札制度の定着などの構造的な改善が必要であり、これには、なお、数年はかかると思される。

このような状況に対し、「著しい低価格受注は「ダンピング」であり、建設産業界を疲弊させるものとして取り締まるべき」との議論があるが、そもそも「どのような行為をダンピングというか」についての明確な判断基準は確立されておらず、仮に一時的に直接工費を下回る価格の受注がなされたとしても、行政が市場に過剰な介入を行うことは経営戦略上の判断や経営努力によるコストダウンを否定することとなり、結果として市場に適応できない企業を温存し、

に設ける技術者についてのデータベースにより工事ごとの専任技術者をリアルタイムで(常時)チェックすることにより排除を徹底する。

公共工事については、低入札価格調査制度の活用や、最低制限価格制度の適切な利用による入口でのチェックと合わせて、施工の的確な監督や竣工時の厳しい検査による出口のチェックを強化し、その結果を企業の事前審査に反映することにより、ダンピング防止効果は一層高まるものと期待される。

また、必要に応じて金銭保証を中心とする新たな履行保証体系を活用することでも、金融機関等の審査能力を通して不良不適格業者による著しい低価格受注について一定の抑止効果が期待できると考えられる。

さらに消費者保護の観点からは、建設産業界自らが消費者にもわかりやすい一定の品質基準を設けるとともに、民間プレハブ住宅メーカーが採用しているような業界独自の品質保証の制度を作り上げていくことにより、価格だけによらない総合競争が行われればダンピング体質から脱却する途が開けると考えられる。

### 目標2 「技術と経営に優れた企業」が「自由に伸びられる競争環境」を作る。

企業の自助努力によるイノベーション(変革)は国民に「良いものを安く」提供する基盤であり、特に、優秀な中堅・中小企業が適正な競争の中で大手企業に挑戦することは、大手の市場寡占を防ぐとともに、互いに切磋琢磨することにより建設産業界に企業成長のインセンティブ(誘因)が働き建設産業界全体が活性化すると考えられる。この観点から、政策的支援策を検討するとともに、現在の行政システムあるいは建設産業界の体制の中に優良企業の成長を阻害する要因がないか十分に検討する必要がある。

### 実現への視点

- 1 特色ある企業による競争体制づくり
  - 2 元請企業の責任強化と体質強化
  - 3 下請として伸びられる環境づくり・専門工事業の強化
- 1 特色ある企業による競争体制づくり

受注の量的拡大を重視する経営姿勢は、各企業にすべての分野で事業を展開し、受注量を伸ばす総合工事業を目指させることとなり、結果的に既往の受注量による業界秩序を維持し、中小建設業者が成長しにくい環境を作ったと言われる。このことは特定分野において、技術開発を進めるとともに経営資源を集中投資していくという「特色ある企業」の成長を妨げることとなり、国民にとっては技術革新により享受できるはずの数々の恩恵を受けられないというデメリットを生み出す可能性をはらんでいる。

建設産業全体を眺めた場合、大半は、どこかの地域にもいる普通の建設業者であり、それぞれの地域での仕事に真面目に取り組みという意味では、今後ともその姿は大きくは変わらないであろう。しかしながら、高い専門的知識を有する技術者を養成し、専門分野を切り拓くことで急成長を遂げた企業が建設業界にいくつもあることも見逃してはならない。これらの野心的な企業の姿をいわず中小企業におけるサクセスマストーリー（成功例）、中小企業における成功者の例として紹介することにより、必ずしも特色があるとは言えない大多数の中小企業の経営者にとっても一つの刺激となり、また、なにかんづくこれからの「新しい競争の時代」に経営を担う若い世代に大いに参考になるものと期待される（参考資料集 特色を活かして成長した企業（参考例））。

企業の発展可能性という視点から見ると、現行の建設業許可業種は歴史的経緯の中で二八業種に定められているが、この建設業許可要件のうち、各業種を区別する上で最も重要な技術者資格との関係について見てみると、いくつかの業種に共通して必要とされているものも多い。また、技術的要素が共通しているにもかかわらず業種

が細分化されていることから、技能者の多能工化を妨げているとの指摘もある。

一方、企業評価について見ると、専門技能や工法により独自の団体を構成しているものが一〇〇団体近くもあり、また、団体独自で認定している資格も同数程度ある。さらに、発注者においても例えば東京都では一〇〇以上の発注区分を有している。このように現在の二八業種による企業評価では、企業の専門性を的確に評価できなくなりつつある。この結果、専門性のある企業が、完工高や総技術者数の評価で劣るために得意な分野で十分な競争機会を与えられないなどの不満も聞かれるところである。

今後は、特定の分野に特化し成長しようとしている企業が伸長し、大手と競えるように建設業許可や企業評価の枠組みについて、技術の体系に応じた簡素化や、時代に合わせて専門分野の評価を行える枠組みへと改善するなどの規制緩和を含めた制度の見直しを行っていくことが必要である。

## 2 元請企業の責任強化と体質強化

### (1) 元請としての責任とリスクマネジメント

我が国の建設業は、元請にならないと十分な利益が確保できず、また、元請の方が下請より一段上というふうな風潮があると思われる。このため、どうしても元請指向が強くなるを得ないと言われている。

しかしながら、新たな競争環境の中で、元請の置かれる状況は従前と比べようのないほど厳しいものとなると思える。すなわち、刑法、独占禁止法に抵触しない的確に情報を収集し、競争に勝たなければならぬが、さらに、計画的な受注を確保することがより一層困難になる中で、工程やコストの管理、安全確保等のリスク管理と合わせて、品質の確保や施工業者の育成など元請の果たすべき責任はますます大きくなる。このような元請としての責任が高まる

▼表4-1 技術者資格と建設業許可業種（例）

1級土木施工 管理技士	1級建築施工 管理技士	1級管工事施工 管理技士	1級造園施工 管理技士	1級電気工事施工 管理技士	1級建築士
土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	管工事業	造園工事業	電気工事業	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業

状況においては、元請は本来の請負（リスク全体の的確な管理を引き受ける「リスクマネジメント」の姿）とならざるを得ない。これからは「誰もが元請になれる」ということは、もはや期待できない時代となる。

今後の元請については、施工体制台帳の整備や技術者の現場かけ持ち禁止について法的責任が強化されるが、これらの技術管理体制の改善のみならず、経営戦略や企業体質の強化が不可欠となる。

しかしながら、従来の公的企業評価や公共発注の枠組みには企業体質の強化を図るための戦略的判断（赤字処理、企業合併、分社化等）を阻害する要因が含まれているとの指摘がある。例えば、公的企業評価の仕組みが完工高や利益を重視するため、分社化や財務体質強化のための思い切った欠損処理が進められないといった問題がある。また、公共受注においても、受注機会の均等配分の考え方が支配的な中で、合併等が不利に働くとの声も聞かれる。

したがって、建設業に競争を求めからには、「元請としてのリスクマネジメント」に耐え得るような企業経営を促す枠組みを作る必要がある。このため、企業の経済合理的な判断の阻害要因となる可能性を含む制度については再検討するとともに、企業の体質強化に向けた動きについては積極的に支援していく必要がある。また、自由な契約の範囲を超えて元請が負担している責任については、より合理的な責任担保の仕組みがなくかという観点から検討する必要がある（参考資料集 合併・業務提携・資本参加等により体質強化を図った企業（参考例））。

### (2) 中小元請建設業における体質強化

五三万建設業者のうち九九％を占めるのが中小零細企業者であり、それぞれの地域において現場で直接、工事の施工に当たっているのが、これらの建設業者である。

身近な大工・工務店から始まり、地域の住宅・社会資本整備、災害復旧等の地域に密着した活動を行う中小建設業者は、地域の雇用にも寄与するなど、大手建設業者だけでは日常成し得ない役割を果

たしている。

政府においては、中小企業基本法及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律にのっとり、毎年の閣議決定で中小企業向けの契約目標を定めるほか、経済性を損なわない範囲で分離発注、分割発注も行っている。

しかしながら、最近十数年の建設業者数の推移を見ると、中小元請建設業者数が地方公共団体の工事件数の伸びの二倍もの勢いで大きく増えている。この背景には、中小規模の公共工事が実態的に増加していることもあろうが、その中には、真の中小企業対策の観点からは疑問があるだけでなく、「建設業法で禁止している一括下請に該当すると考えられるいわゆる上請け（中小が元請となった公共工事について下請に大手を使い工事の丸投げをするやり方）」や実態のないJVが依然として相当行われているとの指摘もある。このような、不良不適格業者の参入は、真面目に働く中小建設業者の受注機会を奪い、中小企業政策の効果も薄めるものである。

したがって、もし行政が従来どおり、中小企業保護に名を借りた不良不適格業者の参入を防止できないまま、中小企業保護政策を取り続けるとすれば、結果として、元請建設業者数を今後とも増加させ、その業者数に対応するためにさらなる対応を求められるという悪循環に陥ることとなる。この結果、一件当たりの工事規模の縮小、労働生産性の低下、優良企業の成長機会の喪失など、いろいろな面で早晚限界に直面する恐れがある。このような真の中小企業対策に逆行するような結果を招来する行き過ぎた受注配分政策は見直されなければならない。

ちなみに、公共工事の少なくなった英国では、公共工事に頼っているのは企業体質が不安定になることから、公共工事の受注割合に一定の制限を設けており、また、米国では公共工事に下請制限を設けている例がある。

一方、地域の優良企業からは、今の企業評価システムでは自らの地域における技術力や施工力が十分に評価されていないとの不満

の賃金が下がるなど、結局、労働条件へ悪影響をもたらし、人が集まらなくなる懸念される。このような状況を改善するために、究極的には専門工事業者の適正な価格形成力を通じて適正な対価が総合工事業者から専門工事業者に支払われる仕組みを構築することが重要であり、そのためには元下関係の契約の対等性の確保を図ることが必要である。これは、総合工事業者にとっても、対等な元下関係、ビジネスライクな総合工事業者・専門工事業者の関係を築くことにより、今後の競争環境の中で適切な業者を適正な価格で市場において調達できることにもつながる。

元下関係は民間同士の契約関係であるので、その適正化の鍵は基本的に総合工事業者に対抗できる専門工事業者の価格形成力次第ということになるが、建設生産システム合理化推進協議会のような個々のビジネス上の力関係とは離れた場において、問題点を洗い出して相互の理解を深めることも元下関係の適正化に役立つことになる。また、この度の建設業法の改正で元請に義務付けられた施工体制台帳も同様に有効な手段となることが期待される。

しかしながら、このような努力にもかかわらず、元下関係における対等性の確保の見通しが立たない場合には、分離発注・分割発注の要求がますます強まるとともに、行政としては、さらに一歩踏み込んだ対応が求められることになろう。例えば、米国のサブコン入札制度（発注者があらかじめ下請リストを作成）や、英国で使われている指名サブプライヤー制度（発注者が特定の専門工事業者を契約の内部に特約的に組み込む制度）などについては、我が国の公共工事発注における自主施工の原則、透明性の確保の観点から元請に過度に責任を負わせることにならないか、コスト低減に資するか等について十分に問題点を整理する必要があるが、行政が公共工事の元下関係に直接介入する場合の手法を検討する上で一つの参考となろう。

## (2) 専門工事業者の強化

市場競争の激化により系列化が緩むことで、元請企業の支配構造

あるいは、やる気があり、技術的能力も高い優秀な地元企業が技術的難易度がより高い工事や規模の大きい工事にチャレンジできず、産業界の秩序が固定化されているという不満がある。

これからは、地域の整備、維持補修、防災等に当たる地域の優良建設業者が、単に地元の企業だからということではなく、地域における技術力・施工力が適正に評価され、確実に施工可能な工事については、かなり大規模な金額のものであっても大手と同じ土俵で競争できる仕組みが求められることになろう。

以上、今後の中小建設業者等の対策については、不良不適格業者の排除の徹底により政府の対策の効果が十分に挙がるようにするとともに、体質強化を進める技術・技能と経営に優れた企業を行政が支援していくというメリハリの効いた中小企業対策へと転換していく必要がある。

### 3 下請として伸びられる環境づくり・専門工事業者の強化

#### (1) 元下関係の適正化

我が国建設業における総合工事業者と専門工事業者の関係は、一つの仕事を役割分担して作り上げるパートナーであるにもかかわらず、実際は、不況になれば、価格のシワ寄せの相当部分が専門工事業者に転嫁されるなど、必ずしも対等な関係ではないと言われている。

一方、専門工事業者も継続的な受注確保のためには、あえてこのシワ寄せに甘んじているといった相互依存の関係にあり、必ずしも一方的に不利な関係でもないとも言われる。

こうした関係は、建設市場が安定的で、長期的な取引関係が期待できる場合には継続可能であったが、今後、建設市場の競争性が高まり、安定受注が困難になると、必ずしも成立しない恐れがある。また、不況になるたびに下請へのシワ寄せが生じれば、現場労働者

が弱まり、専門工事業者の自立の可能性が高まる状況が生じてきている。また、今後の建設投資予測からは、施工に実際に携わる企業の受注はある程度確保されると言える。

しかし、従来の細分的・重層的下請構造のままでは、下請業者から「自立した活力ある専門工事業者」への転換は困難である。

したがって、この機会を促して、従来の下請構造、元請依存体制を排し、対等なパートナーとしての専門工事業者の地位を確立するためには、まず第一に、専門工事業者が総合工事業者の基盤を支えているという認識を総合工事業者において高めるとともに、専門工事業者自身が、技術・技能と経営力を磨き、受注の不安定を乗り越えて、適正な対価で、その持っている技術を販売することが必要である。

元下関係における専門工事業者の評価は、発注者が必ずしも建設業の専門家でないのに対し、元請、下請とも建設業の専門家であることから、本来、市場において自律的に決定されるべきものである。しかしながら、専門工事業者からは、現状における元下の力関係においては、専門工事業者の技術力評価は往々にして元請による一方的評価に陥りやすく、その結果、元下関係の片務性や価格のみの競争による下請への悪影響が生じる傾向が強いとの指摘がある。また、行政に対しては、技術力で勝負する専門工事業者の育成を支援していく視点から、専門工事業者の評価制度を確立して欲しいという期待が強い。

現行の企業評価制度については、そもそも公共工事の元請を評価する仕組みであり、公共工事の発注者にしか公開されないなどの制約もあることから、専門工事業者の企業評価制度としては、十分な機能を果たしてこなかった。

今後は元下関係の適正化の観点から、専門工事業者の技術力・施工力を適正・中立に評価し、建設生産システムの中で活用できる仕組みについて検討することも必要である。

### 目標3 技術と技能に優れた人材が生産を託せる産業を作る。

建設生産活動が単品受注生産、屋外移動生産等の特性を持ち、現場ごとの異なる個別条件に即応できる人材に依存する度合いが大きいことは、施工の機械化等が進展する将来においても変わりがないと考えられる。

「良いものを安く」供給し、顧客、社会の満足を高める産業とする一方、優秀な技術者の確保、技能者の労働条件の改善を進め、働く一人一人が誇りの持てる産業とするという両立が難しい二つの要請を達成するためには、建設産業は生産性向上に否応なく取り組まなければならない。その意味では建設投資が堅調に推移すると見込まれるこの十数年間は、その両立を可能とする構造改善のための絶好の機会である。

このため、技術と管理能力に優れた技術者と現場において直接施工機能を中心的に担う基幹的技術者を確保育成する対策に絞った明確な人材戦略が求められている。

#### 実現への視点

- 1 技術と管理能力に優れた技術者の育成と確保
- 2 技能の高度化・複合化に対応した技能労働力の育成と確保
- 3 多様な労働力の活用による労働力の量的確保
- 4 人材配置の効率化等

### 1 技術と管理能力に優れた技術者の育成と確保

#### (1) 基本的方向

建設技術は土木・建築工学を中心としつつ、新素材や情報通信、生化学等の他の産業技術も包含しながら発展している複合技術であ

ら、建設生産物はこれらの複合的な技術の組み合わせによる集大成であると言えらる。また、建設産業界は品質の向上や安全管理、コスト管理の向上を図るとともに、新技術・新工法の開発を行い、生産性の向上及び設計から施工、管理に至る合理化、効率化を進めていく必要があるが、これらを直接担っているのが技術者である。

今後、我が国の建設産業が国際競争力を高めていくことが期待されるが、そのためには、技術者の資質についても国際競争力を高める必要がある。

#### (2) 高度化・複合化による技能の変化

今後、生産性の向上を目指して機械化、工場生産化等が進み、また元下関係の役割分担も変化（総合工事業者の川上指向、施工管理の専門工事業者への依存度の増加）していくことが予想されるが、これに伴って、建設技能労働の分野でも大きな変化が生まれてくる。すなわち、様々な新工法に対応しつつ現場生産工程を効率的に進めるためには、(イ)状況の変化や異常事態への迅速・的確な対応、(ロ)機械の構造や生産メカニズムに対する理解、(ハ)非熟練者への指導、

### 2 技能の高度化・複合化に対応した技能労働力の育成と確保

#### (1) 人材戦略の基本的方向

現下の厳しい価格競争化において、労働者の賃金等をあまねく改善することは、一つの理想とは言え、実際上は困難であることは否めない事実である。しかし、「良いものを安く」供給するためには、優秀な人材の確保育成が不可欠の条件であることから、従来以上に基礎的な雇用労働条件の向上に努力するとともに、次のような重点を置いて、基幹的技術者の確保育成のための明確な戦略を打ち出していくことが求められている。

り、建設生産物はこれらの複合的な技術の組み合わせによる集大成であると言えらる。また、建設産業界は品質の向上や安全管理、コスト管理の向上を図るとともに、新技術・新工法の開発を行い、生産性の向上及び設計から施工、管理に至る合理化、効率化を進めていく必要があるが、これらを直接担っているのが技術者である。

今後、我が国の建設産業が国際競争力を高めていくことが期待されるが、そのためには、技術者の資質についても国際競争力を高める必要がある。

また、特に、近年においては技術の高度化、複合化が進展し、また、経済・社会条件の変化に対応して、これらを担当する組織や技術者も細分化、分業化する傾向があるが、今後はますますそれぞれの役割を明確に意識しつつ、互いに調整を図りながら業務を進めていく必要がある。

このためには、技術者が個々にその能力を発揮するばかりでなく、分野ごと部門ごとに分散している情報や技術者個人が所有している情報をネットワーク化し、情報の共有化を図ること等により、技術者が組織的に機能できるようなシステムを構築していく必要がある。

また、技術者の資質においても、専門的なエンジニアリング能力に加え、従来以上にマネジメントや組織掌握等を適切に行う総合的な管理能力や建設工事における多種多様な状況に対応できる柔軟性が求められることにならう。

#### (2) 技術者の適正な評価

公共工事の発注において適正な施工業者を選定するために、建設業者の施工実績が重視されているが、これと同時に直接施工を管理する技術者やコンサルタントに従事する技術者の資格や施工経験等に関する情報も発注側からは求められている。

また、建設工事の施工に対する責任は、施工業者が負うものであるが、建設工事の適正な施工は、工事現場における責任ある技術者

ら、建設生産物はこれらの複合的な技術の組み合わせによる集大成であると言えらる。また、建設産業界は品質の向上や安全管理、コスト管理の向上を図るとともに、新技術・新工法の開発を行い、生産性の向上及び設計から施工、管理に至る合理化、効率化を進めていく必要があるが、これらを直接担っているのが技術者である。

今後、我が国の建設産業が国際競争力を高めていくことが期待されるが、そのためには、技術者の資質についても国際競争力を高める必要がある。

また、特に、近年においては技術の高度化、複合化が進展し、また、経済・社会条件の変化に対応して、これらを担当する組織や技術者も細分化、分業化する傾向があるが、今後はますますそれぞれの役割を明確に意識しつつ、互いに調整を図りながら業務を進めていく必要がある。

このためには、技術者が個々にその能力を発揮するばかりでなく、分野ごと部門ごとに分散している情報や技術者個人が所有している情報をネットワーク化し、情報の共有化を図ること等により、技術者が組織的に機能できるようなシステムを構築していく必要がある。

また、技術者の資質においても、専門的なエンジニアリング能力に加え、従来以上にマネジメントや組織掌握等を適切に行う総合的な管理能力や建設工事における多種多様な状況に対応できる柔軟性が求められることにならう。

#### (2) 高度化・複合化による技能の変化

今後、生産性の向上を目指して機械化、工場生産化等が進み、また元下関係の役割分担も変化（総合工事業者の川上指向、施工管理の専門工事業者への依存度の増加）していくことが予想されるが、これに伴って、建設技能労働の分野でも大きな変化が生まれてくる。すなわち、様々な新工法に対応しつつ現場生産工程を効率的に進めるためには、(イ)状況の変化や異常事態への迅速・的確な対応、(ロ)機械の構造や生産メカニズムに対する理解、(ハ)非熟練者への指導、



指導に係る能力を要する新しい形の技能などが求められることとなる。

例えば、これまでは馴染みの薄かった大卒者、女性・高齢者が単なる手伝いではない、より基幹的な技能者としての役割を担うためには、「技能」という言葉で表現される仕事の内容が、技術の変化に対応して現場の生産工程を効率的に進める総合的な仕事へと変形していく必要がある。このような複合化・高度化した新しい形の技能は、個別の生産条件に臨機応変かつ的確に応じられるという点に特徴がある。このような能力は従来から、現場の運営にとつては最も重要な要素であったにもかかわらず、いわば「技術」と「技能」の狭間にあって、明確な位置付けが与えられなかった領域であった。このような「新しい技術者像」を明確なものにするためには、技能の内容、熟練の度合い、必要な経験、これらの技能を獲得するために必要な手順を明示した技能開発計画(仮称)を、業種ごと職階ごとに策定することが求められよう。

### (3) 高度な技能の育成・公的評価・行政施策への反映

今後、高度化・複合化した技能を建設生産システムの中に明確に位置付け、基幹的労働力の質的向上とその長期継続的確保を図るため、次のような施策を相互に関連付けながら体系的に整備していく必要がある。

また、こうした施策が行政・業界の相互協力の下で展開される中で、各企業が基幹的技能者の処遇の改善を実施することが期待される。

なお、今後技能者を確保育成していくためには、小中学校を含めた学校教育の段階から「ものづくり」の仕組みやその意義の理解を促し、また将来、「ものづくり」に携わることへの興味を引き出すとともに、工業高校等については基幹的技能者の育成のため実技・実習科目を充実するなど、教育機関への働きかけ、相互協力を通じて教育内容の一層の充実強化を図る必要がある。

従来、建設業においては、技能者に要求される体力や技能の習熟に要する期間の長さが女性・高齢者の就業への高いハードルとなっていた。今後、基幹的技能者としての女性の活用に取り組む一方で、機械化等による技能の非熟練化・単純化が進めば、女性や高齢者の活用にも大きく途が開かれることとなる。さらに、短期雇用の就業条件を改善するとともに、彼等が担う労働の守備領域を拡大し、補助的業務からの脱却を図ることにより、彼等が建設生産活動の重要な一角を占める短期雇用者として労働市場に登場する可能性がある。

こうした動きを促進するための条件整備としては、(イ)時間的拘束の緩やかな雇用形態を求めるといった特徴に応じた就業形態の整備、(ロ)女性の育児、介護、家事労働の負担を軽減し、または育児、介護等から円滑な職場復帰を可能とする措置、(ハ)高齢により第一線を退いてはいるが、技能・経験を活かしたいという就業意欲を持っている高齢者に応える就業の場の確保が必要である。

なお、多様化という観点からは、女性・高齢者の活用を補完する対策として、雇用対策基本計画(注)との整合性に留意しつつ、職業紹介、人材派遣、労働者供給事業等労働供給に関する制度的枠組みを再検討する必要がある。また、変形労働時間制等の労働時間を弾力化するための仕組みを整備するほか、外国から受け入れた技能実習生の活用の可能性などを検討していく必要がある。

#### (注) 雇用対策基本計画

雇用対策法に基づき、国の雇用対策全般について基本的事項を定める計画(現在の計画は、第七次雇用対策基本計画(平成四年七月一〇日閣議決定)(平成四年度〜八年度対象))

### (3) 意欲ある自営業者の活用

建設業は、事業者と労働者の二面性を備え、また、技能者の教育

①技能の高度化に対応できる基幹的技能者育成システムの整備  
建設技能者の育成・定着を図るため、現場の建設技能者を擁する専門工事業者のみならず、総合工事業者、地方公共団体等が一体となって整備する都道府県単位の職業訓練法人、あるいは教育訓練のための基金の造成等について国が支援する。その教育訓練の内容については、基幹的技能者の育成に不可欠なOJT(職場訓練)を重視し、その充実強化を図る。

#### ②技能に応じた公的評価制度の整備

技術者(生産現場で施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、原価管理を担当)と一般技能者(現場作業を担当)をつなぐ役割を果たし得る第三の資格類型として、基幹的技術者(技能検定では評価できない現場作業管理を担当)を位置付ける。このため、公益法人その他非営利法人が実施する技能審査のうち技能振興上奨励すべきものを建設大臣が認定する制度の活用を検討する。

#### ③経営事項審査制度や公共工事発注施策への反映

経営事項審査制度における技能者の評価方法を検討するとともに、直轄営繕工事における一級技能士現場常駐制度のように、一定の資格を有する技能者を工事作業現場に常駐させ、自ら作業させるとともに他の技能者の作業指導を行わせる制度の活用を図る。

### 3 多様な労働力の活用による労働力の量的確保

#### (1) 技能の非熟練化・単純化

技能の高度化・複合化とは反対の極に、機械によって入力が代替されること等により技能が非熟練化・単純化していくという方向がある。こうした比較的単純な技能労働力を幅広く活用するため、多様な労働力の活用による労働力の量的確保に重点を置いた対策が必要となる。

#### (2) 女性、高齢者の活用

訓練の基盤的部分を担ってきた意欲ある多数の小規模自営業者によっても支えられており、これらの人々が建設市場において健全に活躍できるようにすることは、(イ)人材の供給構造の多様化の観点のみならず、(ロ)産業の活力を支える裾野を広げ、(ハ)自発性・自律性を喚起するという現場の士気の観点から見ても、今後一層重要である。

従来、建設業の直接施工機能は、給与形態を月給制とし、企業によって安定的に雇用された直用労働者によって担われることが建設生産システムの合理化の推進、雇用労働条件の改善の面から望ましいとされ、事実、このような経営戦略を採用した実力のある多くの専門工事業者において、相応の成果を収めてきている。この意味で、技能者の直用化、月給制の導入は、専門工事業者の自立化、経営強化のための最も基本的な目標であることに変わりはない。

しかしながら、この目標が「生涯を託せる産業づくり」にとつて労働条件の改善の上で唯一の目標であるのか、また、すべてがこの方針で割り切れるのかは、必ずしも明らかではない。このことは、例えばドイツにおいて、高い技能を公的に認定された独立自営業主である「マイスター」(注)が社会的に高い評価を受けている例を挙げても、我々が国においても、(イ)独立自営による請負制が業務効率の向上や現場作業の創意工夫を強く促す面をもっていること、(ロ)収入面でも雇用される場合の賃金収入を上回る可能性がかなりあること、(ハ)建設業への職業選択の動機として、安定した雇用労働条件よりも努力に応じた報酬、ものづくりへの貢献を挙げる者が相当数存在することからも明らかである。

したがって、価値感、職業観の多様化に応じた様々な事業者の意欲に応えられる複線型のシステムが用意されていることが労働者確保のためには重要である。すなわち、安定的な雇用関係を求める者にはそれに応えられるようにする一方、労働福祉などの基礎的な条件が十分保たれることを前提にしつつ、従来評価が明確でなかった意欲ある自営業者層にも光を当て、その活用を図ることが求められよう。

(注) マイスター  
優れた技能と、教育者、経営者としての素養を持つ者に地域の業界団体が付与し、国家が認定する資格。マイスターになると、使用者団体と産業別労働組合との間に結ばれる協約によって定められた賃金が保証され、また、独立営業する権利が認められる。

#### 4 人材配置の効率化等

今後現場の生産性を高めるためには、従来の職種区分を前提としない施工方法の開発やこれを担う技術・技能の組合わせに対応した効率的な生産システムの検討（建設産業組織の再編）が重要となる。

その場合、安定的で相当の稼働量があり独立性の高い作業や大規模工事については、専門化・分業化が進展し、その中で作業能率、品質水準の向上が図られる一方、稼働量が不安定で相互に関連する一連の作業や小規模工事については、関連職種での多能工化により、全体として稼働率を向上させる方策が求められるようになることが考えられる。

こうした多能工化は、関連職種とはいえず、それぞれ異なった技能要素の習得に時間を要する場合にはチームによる多能工化が、関連作業を一貫して一人が担当することができるとは、個人レベルの多能工化が考えられる。こうした人材の効率的活用の視点も前述の技能開発計画の中で、業種別に明らかにされることが望ましい。

また、技能者から技術者への登用の途（キャリアパス）を広げたり、労働力の企業間の流動性を阻害する退職金・企業年金制度等の改善に努めるほか、機械化等の進展に合わせ短期雇用の守備範囲の拡大を図ることにより、短期雇用に補助的な仕事以上の役割を与えることも必要となろう。

このようにして、建設生産システムにおける労働力の将来像としては、熟練技能を發揮する基幹的技能者、非熟練技能を担う単純工、一方、個別の企業や建設産業界の将来像や進むべき方向については具体的には示さなかった。これは、これからの競争時代の変化が激しく、建設産業界内の棲み分けを越えた競争や他産業からの挑戦も予想されることから、それぞれの将来像は自らの経営判断で描くべき時代になったとの認識からである。

今後、行政は政策大綱で示された「適正な競争のための土俵づくり」に向けて、建設産業界だけで五三万社、六四〇万人の雇用を抱える現在の産業組織と調整を図りつつ、新たな制度的枠組みを構築していくこととなる。また、建設産業界はこの枠組みの下で自らの生き残りと発展をかけて進路を決め、懸命の努力を重ねることが求められる。

残された二〇世紀の五十年間、さらには二一世紀初頭にかけて、建設産業は「新しい競争の時代」という試練を乗り越えていかなければならない。これは避けられない時代の流れである。しかしながら、建設産業が担っている「建設活動を通じて社会に貢献する」という本来の役割は、いささかも変わることはない。我が国においては、むしろこれからの豊かな国民生活の創造を目指して質の高い建設活動が活発に行われなければならない時代である。国民に「良いものを安く」提供する中で、国民の信頼を確保するものにし、「技術と経営に優れた企業」が自由に伸びる中で働く人々に誇りと希望が溢れる産業へと脱皮していかなければならない。その意味で、これからの時代は、建設産業に関わるすべての関係者にとって大きな正念場であり、大いなる勇気を持って、この困難な課題に全力で立ち向かっていかなければならない。

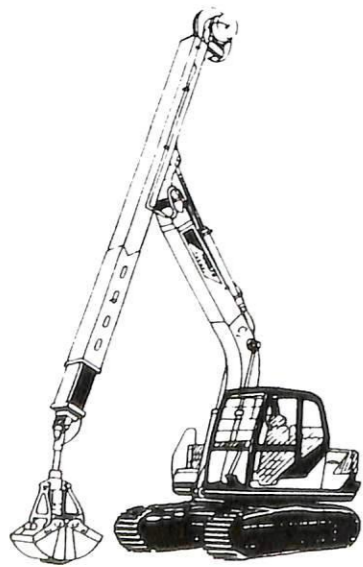
様々な形態の多能工などを組み合わせた裾野の広い、変化への適応力に富んだ柔軟なものとなる必要がある。このことは、個々の企業レベルにおいても、一つの会社の中で、長期継続雇用による基幹的技能者と流動性の高い短期雇業者等が適材適所で共存していくことが普通の姿となることを意味しよう。

#### おわりに―建設活動を通じて社会に貢献するために―

今回、「二一世紀への建設産業ビジョン」から一〇年ぶりに建設産業の将来像と建設産業政策の基本方向を示す「建設産業政策大綱」を策定することとなった。これは、我が国の建設産業界が九〇年ぶりの公共工事の入札・契約制度の改革、我が国建設市場の国際化という「新しい競争の時代」を迎える中で、建設産業界に対する国民の信頼を確立するとともに、建設産業界の不安を払拭し、これからの新しい競争の時代を乗り切る自信と活力を取り戻せるようにしようとしたものである。

これからの「新しい競争の時代」は、技術と資本の蓄積に加え、時代の変化に対応できる経営力が求められる時代となる。この新しい競争の時代は、ある意味では企業間の格差が顕在化する時代であるが、一方で、他企業より一つでも多くの努力と工夫を積み重ねる企業にとっては、競争という場を通じて発展の機会を掴みうる可能性が生まれる時代でもある。

今回の政策大綱では、個別の企業や建設産業界だけでは予測困難なこれからの建設産業を取り巻く競争環境について、経済社会フレームや制度の枠組みを明らかにした。また、新しい競争の時代における政策の基本方向として、各企業の競争努力を阻害するような制度的要因を極力減らし、努力に応じて成果が得られる「適正な競争のための土俵づくり」と、個別の企業の努力だけでは市場において提供されない「産業発展のための共通の基盤づくり」を目指した。



集

集

# 建設機械リース

## レンタルの現状と今後

建設省建設経済局建設機械課

課長補佐 渡辺 和弘

### はじめに

今日まで、住宅・社会資本整備は、わが国の経済発展を支え、豊かな国民生活を実現するために、時代時代の要望にこたえながら、精力的に進められてきたところである。これら膨大な量の資本整備の効率的な実施を可能としたキーテクノロジーの1つが、建設生産技術であり、その根幹をなすものは建設機械施工技術であると言っても過言ではない。

建設省では、経済社会情勢が急

速に変化する環境の下で、今後の建設生産技術の進むべき方向を「メカテクノビジョン」(平成7年3月)としてとりまとめた。その中で、建設生産技術が担うべき役割として、「労働集約から技術集約へ」、「技術の受入れから発信へ」、「需要追従から需要創出へ」というキーワードを示したところである。

ここでは、建設生産設備の中核である建設機械技術に課せられた課題と、今や建設産業を構成する重要な産業部門の1つに成長した建設機械リース・レンタル業の現状について述べることにする。

### 建設機械の保有現況

建設投資の増加と共に、わが国における建設機械の生産は着実に増大し、車両系建設機械の保有台数の伸びは、建設投資の伸びを大きく上回り、その数は100万台を超えた(図-1参照)。

その機種別内訳の推移は図-2に示す通りである。

ショベル系掘削機、とりわけミニショベルの増加が著しい。これに対し、トラクタ系建設機械の台数は、若干の減少傾向にあり、保

有割合で見ると大きく減少している。トラクタ系機械が主流を占め

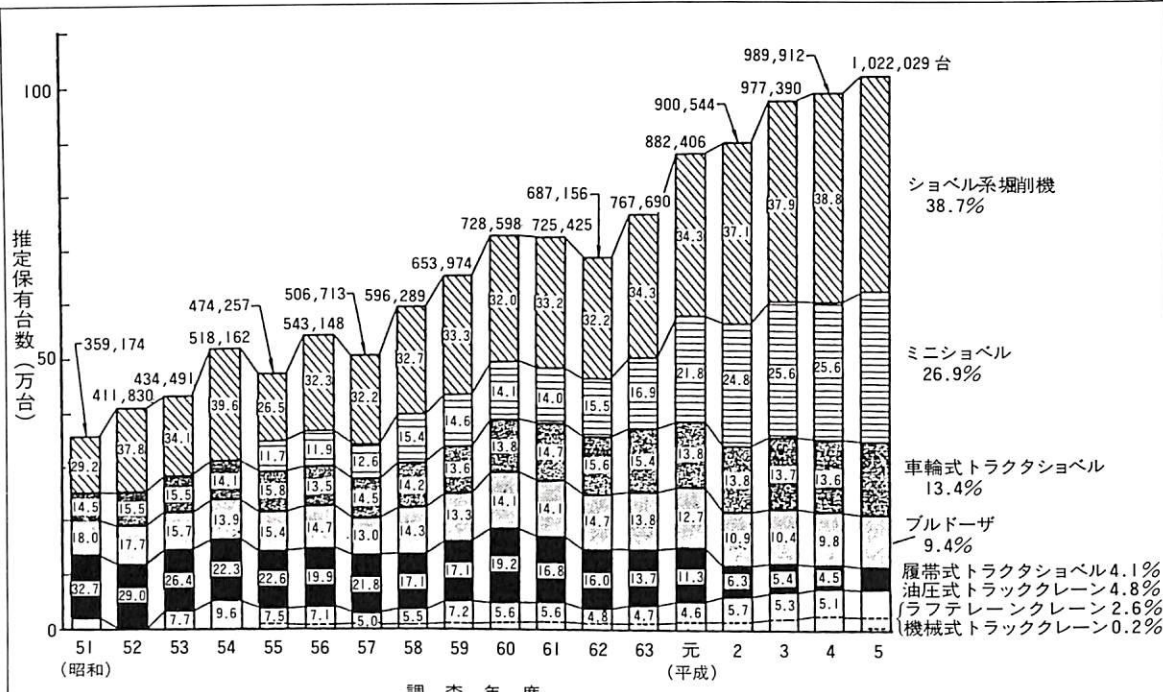
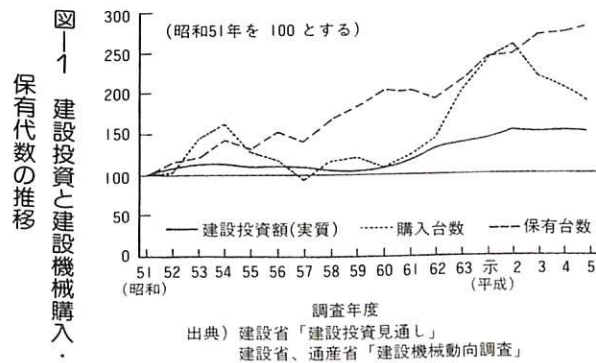


図-2 主な建設機械の推定保有台数の推移

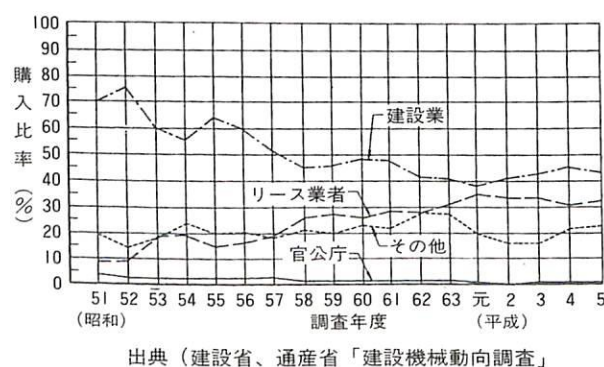
ている欧米諸国とは対照的な状況である。この要因としては、工事規模が小さく、狭隘な場所に人と機械が混在して作業していること、騒音・振動等への制約が大きくなり、押土による土砂の運搬が制限される等、わが国特有の現場条件が挙げられる。比較的定置作業に向き、小回りのきくショベル系掘削機が多様されているものと考えられる。

業種別の建設機械購入の動向は、図-3に示すようにリース・レンタル業の購入比率が増大してきている。ここ数年は、建設業、リース業の購入比率とも横這い状態であり、両者の間での一応の役割分担が定着してきたの感がある。

建設機械リース・レンタル業は、主としてトラクタ、ショベル、ローラ、移動式クレーン、高所作業車、空気圧縮機、発動発電機などの汎用機械を中心に保有しており、大手建設業が、タワークレーン、トンネル掘削機、ダム施工機械などの大型特殊機械を中心に保有している状況とは対照をなしている。

いずれにせよ、リース・レンタル業に、建設生産技術の新たな担い

手として大きな期待が寄せられる状況になったことは事実であろう。



### 建設機械技術の課題とリース・レンタル業

ここで、建設省が建設施工技術の分野で取り組んでいる行政課題

の中からいくつかを、建設機械リース・レンタル業との関連において紹介してみたい。

建設省では、「環境政策大綱」(平成6年1月)を取りまとめ、環境政策のより一層の充実と推進を図っているところである。従来より、建設施工の側面から、環境に調和した建設機械の普及を目的に「低騒音・低振動型建設機械の指定」、「排出ガス対策建設機械の指定」を行ってきたところである。

このうち、排出ガス対策型建設機械に関しては、トンネル工用建設機械については来年度より、

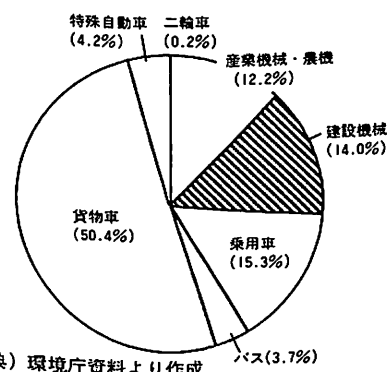


図4 車両類のNOx排出量への建設機械の寄与率 (出典) 環境庁資料より作成

その他のものについては平成9年度より、建設省直轄工事での使用を原則化していくこととしている。車両類のNOx排出量に対する建設機械の寄与率が高いこと(図4参照)にかんがみ、関連業界の御理解を賜りたい。とりわけ、建設施工への建設機械供給の大きな担い手であるリース・レンタル業のご協力に期待する次第である。

なお、上記の環境に調和した建設機械の購入者に対する低利融資制度として、「建設機械施工環境整備促進融資」(日本開発銀行、北海道東北開発公庫)の制度を創設している。環境にやさしい建設機械の普及促進の一助となれば幸いである。

次に、建設施工の安全化に向けて、「建設機械施工安全技術指針」(平成7年1月)を策定し、その周知に努めているところである。建設機械による安全施工には、その適正な点検整備が不可欠であるが、機械の所有者と使用者が異なるリース・レンタル建設機械について、その適正な点検整備・管理の確保を目的として、「レンタル用建設機

械整備状態表」が作成されている。リース・レンタル業とユーザーである建設業の相互協力による「整備状態表」の活用が望まれる。

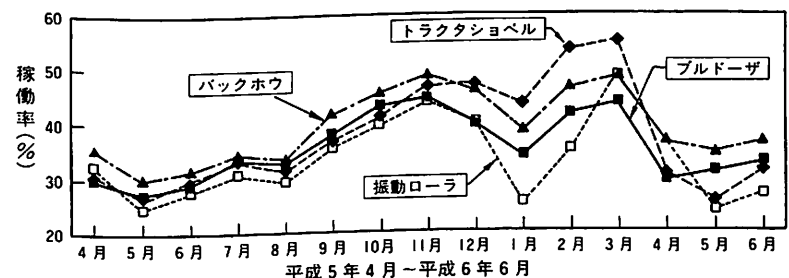


図5 リース・レンタル業における建設機械の稼働率 (出典) 建設省「建設関連業等動態調査」 稼働率=月間稼働延べ台数(台・日)÷(月末保有台数(台)×1カ月の日数(日))

建設コストの縮減、生産効率の向上に向けては、「公共工事の建設費の縮減に関する行動計画」(平成6年12月)を策定し、諸施策を実施している。特に機械費の縮減に向けては、米国に比べて著しく低い機械の稼働率を改善することが大きな課題である。(図5参照)。今後、発注側においては、「工事量の平準化、施工規模の拡大」により機械の効率的な使用への条件整備に努める一方、建設業界に対しても「機械の相互利用、業者間での機械保有に関する情報ネットワークの構築等による機械の稼働率向上」に向けて努力を期待するところである。

リース・レンタル機械の活用、中古市場の利用等もキープポイントの一つとなろう。

建設機械リース・レンタル業は、今やレンタル売上高で約900億円前

### リース・レンタル業の現況と今後

後の市場規模を有する重要な産業に発展してきた。建設省においては、(社)全国建設機械器具リース業協会による「近代化計画」、「第一次・第二次構造改善事業」(中小企業近代化促進法)を支援してきたところである。これらを通して、「建設機械器具賃貸業における中長期ビジョン」(平成3年3月)が策定され、経営の近代化、「建設機械器具賃貸管理技士」(建設大臣認定資格)の育成、安全な機械の提供、情報ネットワークの活用による経営・管理の合理化などの課題に業界を上げて取り組んでいるところである。

一方、(社)日本建設機械化協会内のリース・レンタル業部会においては、建設業部会との連携の下に、契約における当事者双方の書面による合意の形成という基本的な重要事項の確実な履行に向けて「建設機械等レンタル標準契約」(平成4年6月)を提案し、その普及に努めている。

さらに、コンピュータによる料金請求事務の合理化に資するため「標準レンタル料等請求内訳書」

(平成5年6月)をとりまとめ、大手建設業者との間で統一フォームの運用を開始し、事務の合理化が図られた。今後、より多くの建設業者、リース・レンタル業者による利用が望まれている(図6参照)。

ところで、建設業が「新しい競争の時代」を迎えたと言われている今日、建設省は「建設業政策大綱」(平成7年4月)の中で、次に示す3つの産業政策の基本目標を示した。①「エンドユーザーにトータルコストで良いものを安く」②「技術と経営に優れた企業が自由に伸びられる競争環境づくり」③「技術と技能に優れた人材が生産を託せる産業づくり」。

建設機械リース・レンタル業は、建設生産設備の保有・提供という形で建設業に資本参入し、大きな成長を遂げてきた。今後共、安全で環境に調和した建設機械を提供し、建設業の生産の高品質および効率化に貢献することはもとより、機械メーカーとユーザーの間における建設生産技術に係るエンジニアリングの新たな

担い手として、建設機械リース・レンタル業が「魅力と活力に溢れる産業」として発展することを期待している。

建設省においても、「メカテクノビジョン」あるいは「建設業政策大綱」の趣旨を踏まえ、技術面、経営面から建設機械リース・レンタル業の健全なる成長を支援して参る所存である。

請求書兼請求内訳書(控)

請求書地 ○△レンタル株式会社

発行日 年 月 日  
請求締切日 年 月 日

御中

ご担当者名

請求の明細は下記の通りです。

納品年月日	機械名又は項目	管理番号	レンタル期間	区分	日数/月数	単価	金額	備考

特記事項  
領収書発行  
(社団法人 日本建設機械化協会統一様式)

納品者

ユーザー

図6 標準レンタル料等請求内訳書の例



# 建設産業政策・二つの基本目標の実現に向けて

(社)全国建設機器リース業協会

専務理事 大屋 寧佐

建設産業政策大綱が策定され、その中で3つの基本目標が示されました。これを受けて建設機械器具賃貸業においては、いかにかにその方策に取り組みか、実現への視点を深めてみたいと思います。

\* \* \*

基本目標の第1はエンドユーザーに「トータルコスト」で「良いものを安く」提供すること。第2の目標は「新しい競争時代」を乗り切り、「技術と経営に優れた企業」が「自由に伸びられる競争環境」をつくること。第3の目標は、技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業でなければならぬとされています。

新しい競争の時代を迎え、建設産業がいかにか健全に発展していくか、そして建設機械器具賃貸業がその中でいかに対応を図るのか問われるところだ。

第1の目標実現のためには、ユーザー主権が働かなければならぬと考えます。

当業界においても長らく「コスト+適正利潤=適正価格」の考え方を基準としてきましたが、自由競争では、これと逆の考え方をすると言われています。

「価格=利潤+コスト」つまり、エンドユーザーが購入して下さる価格がまずあり、そこから企業を維持するための利潤を差引いた残りがコストなのです。そして、

このコストの中で全てをやらなくてはならないというものです。

前者は供給者主権が働き、後者はユーザー主権が働く考え方で、ユーザー主権が働く自由競争の方程式では、合理化努力等により

企業を維持するための費用をいかに小さくしてユーザーに良いものを安く提供できるかです。ここで皆んなで守らなくてはならぬ大切なことは、自由競争における唯一の制限であるコスト原則の考え方は、自由競争において論外のことです。

コストの範囲で全てをやらなくてはならない(コスト原則)ですが、この場合においても採算を無視して赤字でもやるとするのは自由競争において論外のことです。

り、これを許すことは業界全体を苦しめ、ひいては滅亡へとつながると認識し、守るべきコストの線を超えないことを全体が守ることが大切です。

また一方、エンドユーザーが購入して下さる価格ですが、建設機械器具業者の最低限のコストを割り込んで利益がマイナスになる場合は、安全性や機械施工の信頼性が守れる機器の供給が不能となり、さらには経営が困難となり、さらに安価な点のみに固執されることのないよう建設業者の方々のご理解をいただきたいのです。

第2の目標は、「技術と経営に優れた企業」が「自由に伸びられる競争環境」をつくることです。

競争環境」をつくることです。これに対する有効な対策は、企業のトップが企業を経営するに当たりコスト原則の考え方を強力に推進し、技術と技能に優れた人材の活用体制を整えて自らが率先して業務の適正化に努めることであり、機を一にして業界をあげてこれを行うことでもあります。

以上の目標を達成するためには、技術と管理能力に優れた人材が不可欠であることから、当協会は既に、企業の業務運営の中核となるべき中堅管理者等の人材育成を目的として、「建設機械器具賃貸管理技士制度」(平成2年10月建設大臣認定)を制定し、現在までに423名の資格認定を行い人材育成に大きく寄与してきましたし、今後も引き続き資格者の育成とレベルアップに努力する所存です。

建設機械器具賃貸業に関する知識及び技術向上による効果は次の通りです。

- ① 機械設備の保守管理、整備体制が充実する。
- ② 関係法令が遵守される。
- ③ 契約上のトラブルが防止でき

る。

④ ユーザーに対する信頼度が増す。

⑤ 経営の安定化が図られる結果、建設機械器具賃貸業の質的向上と経営の安定を図ることは、ひいては建設業全体の健全な育成、あるいは繁栄を図ることへとつながると確信いたします。

当協会としては、建設業者の方々にとって、どの賃貸業者が建設機械器具賃貸管理技士を保有し整備管理に優れた企業であるかの判断が可能となるよう、平成7年3月に「建設機械器具賃貸管理技士設置業者証」を作成し、該当企業963事業所の店頭に掲示いたしました。(資料1)

第3の目標「技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業」とは、建設産業にあつて建設機械器具賃貸業が高い評価を受けることができるかどうかの問題であります。その実現に業界をあげて取り組まなければならないと考えます。

資料1. 建設機械器具賃貸管理技士設置業者証

設置業者証イラスト

**建設大臣認定 建設機械器具賃貸管理技士 設置業者証**

商号又は名称			
所在地			
この場所に置かれている管理技士の氏名	氏名札	氏名札	氏名札
	氏名札	氏名札	氏名札

**(社)全国建設機械器具リース業協会**

※本体 180mm×330mm×8mm  
 アクリル板(黒色)・文字、罫線(金箔押し)

※氏名札 20mm×100mm×5mm  
 白アクリル板(彫刻加工)、着脱可

※重さ 380g

## 全建リース総合賠償共済制度(リース共済)とは?

既にご案内のとおり、平成7年4月1日より、安田火災を幹事会社とする「全建リース総合賠償共済制度(リース共済)」が新たに導入されました。

リース共済は、賃貸用建設機械器具のメンテナンスミスによる事故や、積み込み・積御し中の事故など、会員の業務活動に伴い発生する殆ど全ての賠償事故を補償するものです。また、「オペレーションミス担保特約」を付ければ、ユーザーやオペレーターが賃貸用建設機械器具を使用し第三者に損害賠償を与えた場合にも補償できます。

リース共済は、会員の皆様からの拠出をもとにする共済制度であり、以下のメリットがあります。

- (1) 一般の損害保険に比べ掛金が格安であること。  
(中には、従来に比べ掛金が1/3以下となったケースもあります。)
- (2) 加入率がアップすれば次年度以降の掛金全体を更に安くできること。
- (3) 会員共通の補償基準とすることで、補償面での無用な競争を避けられること。
- (4) 事故原因や傾向を分析することで、事故防止対策に役立てられること。

会員の皆様方におかれましては、上記趣旨を十分ご理解頂き、絶大なご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 「全建リース総合賠償共済制度」(リース共済)の標語決定!

「かいほう」43号で「リース共済」の標語募集を行いましたところ、多数の応募をいただきました。そのうち、次の標語が当選しました。

- 一 席 **安全を 皆んなで担う 「リース共済」**  
東京都 (株)サンペイ 阿部 鉄久様
- 二 席 **「リース共済」 貸し借り安全 経営万全**  
名古屋市 近藤産興(株) 佐藤 彰彦様
- 二 席 **共済は 会員総ての 安全保障**  
東京都 日本総合産業(株) 小林 定之様

## レンタル用建設機械整備状態表

建設省建設経済局建設機械課監修

建設施工においては、常時建設機械が安心して使用出来る状態に整備、管理されていることが必要です。

建設省建設機械課のご指導に基づいて貸す側、借りる側の相互協力により機械が優良な状態に保持されることを目的として作成されましたものが、レンタル用建設機械整備状態表です。

是非ご活用下さいますようお願いいたします。

1冊からご購入できます

仕様 サイズ A4  
1冊 4枚綴 25セット

価格 1冊 927円(消費税込み)

送料 送料は実費をご負担いただきます

お申込先

1. (社)全国建設機械器具リース業協会  
本部事務局  
TEL 03-3293-7273
2. (社)全国建設機械器具リース業協会  
各協会支部事務局  
(60ページ参照)

※サンプルについては本部事務局まで

品番号	取扱い機種
01	パワーショベル (1,673)
03	ブルドーザ (662)
04	ホイール式トラクタ (623)
05	締め固め機械 (888)
51	エンジン式コンプレッサ (880)
52	発電機 (1,272)
53	エンジンウェルダ (813)
60	ホイール式トラック式高所作業車 (1,213)
61	クローラ式高所作業車 (915)
62	トラック式ホイール式キャリヤ (593)

( )内はH7.11/末現在出荷数



# 平成七年度可搬形発電機整備技術者 試験合格者

平成七年度可搬形発電機整備技術者認定試験は、六月六日より全  
国八会場において実施され、合格  
者数は三七一名であった。

支部名	受験者数	合格者数
北海道	76	75
青森	9	9
岩手	7	7
秋田	7	7
宮城	11	11
山形	0	—
福島	8	8
茨城	1	1
栃木	6	6
群馬	17	17
東京	85	84
神奈川	9	9
新潟	7	7
長野	5	5
静岡	9	9
中部	22	21
富山	1	1
石川	1	1
福井	1	1
和歌山	2	2
滋賀	5	5
大阪	24	24
兵庫	6	6
中国	22	22
四国	0	—
九州	19	19
沖縄	16	14
合計	376	371

## 「平成七年度可搬形発電機整備技術者 合格者名簿」

北海道支部  
前川 幸三  
石井 剛  
大浜 武彦  
照井 敏文

岩澤 智之  
石川 由美  
石井 一高  
坂本 登

金子 智美  
渡辺 正幸  
島田 英樹  
穴田 利博  
小館 正史

佐々木 裕仁  
木村 憲史  
岡本 仁  
千葉 光康  
北村 明

四宮 義博  
木津 史和  
石野 義一  
金野 正典  
佐藤 剛

吉川 泰吉  
坂東 和哉  
水野 英雄  
国分 稔

高橋 秀幸  
大川 晃弘  
高橋 幸嗣  
平尾 剛

横地 一生

山口 修平  
栗宇 敦也  
工藤 淳  
柴田 勝夫  
南 元  
小川 勤  
阪本 馨  
奥出 文行  
成澤 光由  
小田 章夫  
菊地 哲也  
長谷川 修  
山本 晴彦  
坂本 真治  
大井 忍  
堀井 信弘  
桜場 尚人  
野呂 隆  
森 敬司  
脇本 浩二  
山下 寛美  
川口 宣浩  
工藤 英幸  
浪田 昌彦  
村松 三生  
間瀬 透  
坂下 勇人  
佐野 源  
轟 満  
中井 誠司

羽石 学  
石塚 恭則  
玉置 敦  
山田 智志  
井上 智幸  
園又 聡  
田中 歩  
鎌仲 真二  
獅子原 章仁  
丹羽 政博  
齋藤 英治

青森支部  
木村 詩朗  
野呂 満  
松尾 志郎  
木村 直弘  
本間 法幸  
伊藤 英喜  
宮嶋 等  
村木 正人  
齋藤 秀章

岩手支部  
遠藤 守  
小山 訓  
菊地 浩  
千葉 充秋  
菊池 正和  
村田 嘉之

秋田支部  
坂下 守男  
原 隆  
高村 操  
佐藤 辰見  
伊藤 真  
須藤 公大  
鐘築 健一  
佐藤 浩和

宮城支部  
柏谷 正明  
辺見 篤  
鈴木 寿  
柳谷 雅之  
増子 一男  
黒田 大二郎  
長谷川 幸二  
早坂 照夫  
吉田 和弘  
伊藤 正二  
谷口 正之

福島支部  
大田原 啓之  
曲山 久之  
鈴木 祐司  
松崎 隆  
五十嵐 正義

茨城支部  
沼里 久男  
新井 洋史  
関根 慎治  
菊池 清一  
伏見 操  
神田 良広  
石上 健一

群馬支部  
湯浅 博幸  
山菅 和彦  
和田 敏裕  
矢川 和幸  
狩野 真喜  
田辺 一行  
根岸 英輝  
林 清史  
長谷川 正夫  
金上 平  
品田 和彦  
江添 春高  
山崎 強  
小林 忠男

東京支部  
篠原 則夫  
堤 豊  
笹本 明  
寺村 圭助  
吉田 司  
加藤 浩孝  
川村 修  
天羽 章人  
河村 重夫  
山崎 実  
佐久間 啓  
大津 正中  
齊藤 貢一  
熱海 浩  
山田 富雄  
小田島 久美  
松小 幸生  
小橋 繁樹  
小林 賢一  
中村 英俊  
渡辺 昇  
原山 和彦  
中村 薫  
吉田 政信  
長瀬 基久  
阿久根 賢一  
小川 純生  
川端 秀一

山田 朋広  
木内 稔  
佐々木 達也  
草野 勇二  
古澤 隆  
神林 綾一  
布施 晋作  
宮野 祐二  
北野 陽一  
吉田 久夫  
清水 昌行  
武田 裕之  
磯貝 勝  
磯山 和明  
光山 孝之  
伊藤 幹夫  
中井 幹夫  
菅野 芳行  
小松 隆之  
伊東 泰  
豊田 耕寿  
高橋 裕好  
大久保 正義  
藤野 晃士  
生田 慎二  
木下 義章  
石川 伸一郎  
長野 一郎  
高橋 徹  
貫井 利光  
山田 大輔  
萩原 進  
石田 政弘  
佐々木 遵  
阿部 徳幸  
金指 恭裕  
山崎 哲也  
佐藤 真  
小林 也寸志  
竹内 弘  
日高 実  
橋本 雅史  
鈴木 伸佳  
柏谷 義信  
小川 朗  
中井 悟  
石田 和孝  
齊藤 将治  
和田 幸司  
石川 三郎  
石川 清一  
周郷 信明  
吉田 芳男  
松村 貞幸  
川原 久司  
橋本 大輔  
秋元 孝紀  
橋本 博  
井上 秀次

神奈川支部	磯部 泰久	伊東 正明	横嶋 雄一	伊東 義勝	真喜屋 広喜	長浜 広幸	山根 恵一	渡邊 綱太	青野 雅彦	新潟支部	神尾 清	田中 修	藤島 昌幸	石田 繁行	吉田 弥	外石 正晴	真保 篤	長野支部	高井 光敏	安田 昌一	倉島 聖	木村 雅亜	青木 信行	静岡支部	山本 六男	川口 慎			
富山支部	浜下 幸太郎	石川支部	南 真人	福井支部	宮本 英一	和歌山支部	中村 正由	北出 真造	滋賀支部	青野 光宏	大道 嘉市	橋本 昌巳	青木 寛	中西 邦信	大阪支部	佐々木 一徳	宮本 裕幸	松本 正則	森 義光	増田 祐稔	用瀬 一郎	山田 博之	久保山 桂太	西田 善章					
大河原 直樹	安藤 裕志	辻 英治	那須 彦一郎	村上 泰光	小林 幸雄	小西 義一	西田 友弥	本間 武志	安齋 浩光	折見 和彦	中川 雅史	清水 貢之	天野 一男	森 猛士	兵庫支部	白水 義規	古賀 清孝	海田 通夫	生原 丈嗣	大友 秀一	末田 武男	中国支部	松田 朋幸	原 貴史	栢本 和弘	岡崎 達	山本 哲也		
岸本 健	信正	寺山 義郎	上山 勇	平野 深美	沖田 博孝	三澄 滋	浦 實雄	都地 修	染川 侑公	沖繩支部	与儀 正雄	池間 信一郎	北林 宏美	宮平 光浩	田場 聡	比嘉 真也	金城 克也	兼本 盛健	古謝 良一	田場 安広	具志堅 全立	平良 博	宮城 正	島袋 豊					
九州支部	清水 利幸	北川 浩二	山内 光幸	大下 宣行	岡本 琢司	根本 洋三	井手 広	谷崎 和成	宮前 浩二	北島 佳和	永富 健治	豊田 耕一	小笠原 敦司	田中 文典	寺地 進	邑上 文典	岸上 信正	岸本 健	省二 征次	萩原 昭一朗	柿田 享	福脇 玉樹	吉野 敏生	竹下 修	本村 敏生	帆高 敏生	榎田 敏生	小野 敏生	石丸 定男

# 小俣会長藍綬褒章を受章

平成七年春の褒章において、「多年建設機械器具賃貸業に携わるとともに、関係団体の要職にあつて業界の指導に努め斯業の発展に寄与した」として当協会の小俣實会長は藍綬褒章を受章した。褒章伝達式は平成七

年五月十六日建設省で行なわれ、受章者を代表して小俣会長が謝辞を述べられ、式は終了した。その後皇居に参内され天皇陛下に拝謁し、受章の祝意を賜った。



# 福山常任理事 建設大臣表彰



第47回国土建設週間に当り、当協会常任理事福山勝殿は、平成七年七月十日、多年建設機械業に精励するとともに関係団体の役員として業界の発展に寄与した功績により建設大臣より表彰された。



# LETTERS BRANCH

FROM THE

## 支部だより

### 兵庫支部

『恐怖の一月十七日』

いつもは五時半に起きる習慣がついている私とその日は何故かまだ夢の中でした。

「ズシ、ズシ、ズシーン」と今までと違う重い地震に、「来たぞ」と思う間もなく家具類は倒れ、上に置いていたものは飛び散り、ガラス類はこつば微塵となった。タンスの下敷きになって藻掻いている内に右足の方に空間を見つけて、今では想像出来ない力を出して何とか下敷きから脱出したが、家内は和ダンスの下敷きになったまま「助けて、助けて」と叫んでいる。

何とかタンスをおこそうとするが、持ち上げると扉が開いて中の引出がずり落ちて、一人ではどうにもならない。幸い隣の若者が、「小野さん、大丈夫ですか」と駆け込んできてくれたので二人で何とか救出できた。

まっ暗闇の中、電気、ガス、水道、電話全て役に立たないことが

わかった。何とか外に出ようとしたら玄関のドアが蝶番ごとはずれ、鴨居も外れて斜めになっている。横の明り通りのクリスタルのプロックもガラス片となって飛び散っている。これはとても人間わざではない、自然の力の恐ろしさを今更思い知らされた。

だんだん明るくなって驚いた。前の二階程の高さのコンクリートの高架が崩れ、退避線の阪神電車が道路までずり落ち、電柱は倒れ西方から火事が我が家へ向かっている。もうこの時は恐怖心など通り超え、何の感慨も無くなっていた。消防車が出動したが、消火栓からは水の一滴も出ず、若者たちが小学校のプールから、川からバケツリレーで消火しようと努力したが焼け石に水だった。

避難所の小学校に移ったが、電話は神戸市内の兄弟宅には不通で身内の情報がわからなかった。近くの電話局に被災者用の無料電話が数台備え付けられたので、山口県の弟に電話してみたところ、そこに情報が集まっていた。「神戸市内の兄弟の家は全て全壊、

姉夫婦と義兄の三人は死亡した。」との情報だったが、とても信用出来なかった。近くの姉夫婦の家を見に行ったら、家の形などなく、ただ材木を無造作に積み上げた山だった。姉はその日に遺体で掘り出されたが、一階にいた義兄は十九日深夜に出動した自衛隊に遺体を収容されたそうである。

兵庫県建設機械リース業協同組合  
小野 恒雄



第三十回神戸市老人美術作品展  
入選作品 小野 恒雄

### 中部支部

昔城でもつ今製造業でもつ  
これから産業と文化でもつ中部

#### 金鯨の紹介

先ず中部と言えば名古屋城、その屋根に光る金の鯨を紹介する。名古屋城にあつてもつとも名高いのは金鯨である。城の大棟に鯨を掲げることは室町時代の前期、城郭形態の完成した頃から始まったと言われる。当時は火除けの呪いであつたが後には城主の権威の象徴として大棟に飾られた。金鯨は尾張名古屋のシンボルとして昭和の世まで伝承されてきたが、惜しくも第2次世界大戦の戦火により天守閣と運命を共にした。しかし昭和34年10月天守閣と共に再建され再び市民の前にその姿を見せるようになった。



#### 鯨の主要値

	雄(北側)	雌(南側)
高さ	2,612m	2,579m
重量	1,272kg	1,215kg
金板の種類	18K	18K
金板の厚み	0,15mm	0,15mm
うろこの枚数	112枚	126枚
金量(18K)	44.69kg	43.39kg

#### 21世紀に向かって 夢のある中部

中部(支部 愛知・三重・岐阜)の中心は名古屋で、高度成長以前にはしばしば「尾張名古屋は城でもつ」「偉大なる田舎町」と言われてはいたが、日本の高度成長を牽引した自動車・機械・航空を初め製造業のメッカへと偉大な変身を遂げ、更に来るべき21世紀に向かって産業・文化の各分野に於いてさまざまなプロジェクトが実行・計画されている。特に我々業界に関連する建設事業の大型プロジェクトを以下に紹介する。

1、21世紀万国博覧会(2005年開催)としての愛知万博及び

#### 関連地域整備構想

(カナタ カルガリーも立候補)

- 2、中部国際空港 国の第7次空港整備5カ年計画で策定 2005年運行開始予定
- 3、国の大動脈強化の為に第2東名・名神の着工
- 4、中部圏幹線道路網の整備 東海北陸自動車道・東海環状自動車道・中部縦貫自動車道・名古屋環状2号線・名古屋港横断道路・伊勢湾口道路
- 5、下水道・地下鉄・公園・住宅等の都市基盤整備(東京・阪神地区に比し推進の余地があり、今後期待出来る分野)
- 6、木曾川等大型河川・山岳部々△関連の治水事業

以上のように21世紀へ向けて中部は夢のある地域であり、バブル崩壊による景気後退の中で、我々業界も激しい過当競争が続いている

現状であるが、明るい展望に期待してお互いに厳しい企業努力と公正な競争を進め、建設業界から信頼され頼りにされるレンタル業界を目指している。各支部会員諸兄のご支援・ご指導・ご協力をお願いする。

中部支部は愛知62社・三重13社・岐阜17社・計92社及び賛助会員35社合計127社で構成されている。



# 現代パソコン事情

## —マルチメディア倫の出現!



### ◆日米インターネット事情



電話回線で最新のビデオも見られれば、商品の写真を画面に映してのショッピングも楽しめるインターネットは、その便利さから日本でも爆発的な成長を遂げています。今や、市場を賑わすパソコンも、ほとんどがマルチメディア・パソコンとなり、米国でパソコンを電話回線につなぐことをためらう人はまずいません。

ところが、日本ではマルチメディア・パソコンを持っていても、それを電話回線につなぐことは、

まだ本格化しているとは言えません。あれほど便利なインターネットに、なぜ接続することをためらうのでしょうか。

それは、日米の電話料金に驚くべき格差があるためです。米国では、マルチメディア・パソコンを終日インターネットに接続しておいても、電話回線の使用料は微々たるものでしかありません。感覚的には、テレビを一日中つけっぱなしにしているのと、さして変わらずにインターネットの便利なサービスを利用しているのです。

もちろん、このことは日本のNTTでも認識しています。このまま、高額な電話料金で頑張り続けられ、日本の情報スーパーハイウェイとなるべく急ピッチで構築しつつある、光ファイバーケーブル

のデジタル電話回線の需要が伸びないばかりではなく、日本をインターネットの鎖国状態に陥らせかねず、予想される社会的損失は計り知れません。

### ◆テレホーダイとは何か



そこで、日本の電話料金を少しでも米国に近づけるために考え出されたのが、NTTの打ち出した新サービス、テレホーダイです。このサービスは、名前の通り電話が放題となる画期的なものです。が、いっぺんに米国なみとするとは、さすがに出来なかつたよう

で、使用時間についてかなり重大な制限がつけられています。

具体的には、テレホーダイを利用できるのは夜十一時～朝八時までの間に限られる、という内容になっており普通の企業や一般家庭では、非常に利用しにくいと言えるでしょう。しかし、電話料金は月1800円固定となっており、NTTとしては大きな譲歩です。

毎日制限時間いっぱいまでインターネットと接続して、インターネット上に開店している各種のお店(幸い、人間の定員は不要なので深夜でもショッピングが楽しめます)を巡り、また新作ビデオのしごをするなら、電話料金としては米国人がインターネットを利用する時のそれに迫ります。

もつともNTTによれば、イン

### ◆通信秩序法案と表現の自由



日本と比べて電話料金の安い米国では、マルチメディアの中心としてインターネットが広く浸透しています。ところが、そのために困った問題も起こり始めているのです。あなたは、パソコン・ショップで成人指定のCD-ROMが販売されているのを見かけたこ

とがおありでしょうか。

店頭で販売される、いわゆるパッケージ・メディアでは建前上、未成年への販売は行われないうちになっています。ところが、同じ内容の物がインターネット上のお店で、売られていたらどうでしょうか。未成年者が、自宅のパソコンでそうした成人指定の製品を容易に購入できることとなります。

事実、米国ではそうした実例が多数見受けられました。そして、ついに議会へ通信秩序法案という危険な法案が提出される状況となったのです。この法案によれば、ネットワーク上で「卑猥で、卑俗で、挑発的で、不道徳で、不作法な」内容の物を送った場合、これを犯罪と見なすこととなります。

一見、今日の米国でのインターネットに発生した問題点を一挙に解決する優れた法案に見えます。しかし、犯罪の対象となるものを見つめるには、インターネット上のあらゆる商品やサービスを政府が検閲しなければなりません。また、妻や恋人に宛てた電子メールと犯罪の対象となる物との区

### ◆マルチメディア倫の必要性



別をつけるのは困難であり、場合によっては罪のない一般市民が、犯罪者として当局に検挙される可能性もあります。これを、あなたはどう考えるでしょうか。

例えば、インターネットと同じ電話回線を使っても、一般の電話に対して盗聴を行うことは、通常許されません。米国の通信秩序法案は、公平に考えて電話回線上の表現の自由を著しく侵犯することは明らかです。

先ほど例に挙げた、妻や恋人との電子メールで犯罪者扱いされるなど笑い話のようですが、米国ではそれが真剣に心配されるほど、深刻な事態となっているのです。青少年の保護は重要な問題だけに、米国ではこの危険な法案に頼らざるを得ないところまで来ているのです。

日本では、まだインターネットが一般家庭に広く浸透するところまでいっていないからと、高をくくっている訳にはいきません。インターネットの爆発的な成長を考えると、米国を悩ませている深刻な事態が、明日にも日本で発生するかも知れないのです。

しかし、性表現が原則自由の米国と違い日本では、映画やビデオなどの業界が自主規制という形で青少年を守っています。海外から輸入された、映画や雑誌の性表現に対しモザイクをかけた塗りつぶしたり、あまりスマートとは言えない方法で賛否両論があることは確かですが、インターネットで供給される商品やサービスにも、この方式を取れば問題は解決可能と思われれます。いくら成人指定をしても、米国のように青少年の目の前に置いておくのでは、インターネットでの問題は防げません。

テクニカルライター



妻木 聡

# 大久保彦左衛門の忠節

直参旗本(二千石)大久保彦左衛門忠教、永禄三年(寛永十六年(一五六〇)~一六三九)

江戸時代初期まで駿河台は現在の文京区本郷、湯島などと地続きの丘陵で、神田山と呼ばれていた。神田山の地名は、古代その裾に「神田」があったことに由来している。

神田とは、大神宮(伊勢内宮)に供える米を作る田のことで、各国に一か所ずつ指定されていた。

慶長八年(一六〇三)、江戸に幕府を開いた徳川家康は、二万石以上の大名に、この神田山の土を削り、日本橋浜町から新橋に至る町地を造成することを命じた。さらに幕府は、元名二年(一六一六)から万治三年(一六六〇)にかけて、ここを開削して江戸城防衛の外堀を兼ねる運河を通じた。これが現在の神田川である。工事を担当したのは仙台藩主伊達政宗で、そのため神田川は仙台堀とも呼ばれていた。

駿河台と呼ばれるのは神田川の南側の高台で江戸城の北側にあたる。「江戸紀聞」によると、この名の由来は、將軍職を二代秀忠に譲った家康に従って、駿河

(静岡)に随行した幕臣どもが、家康の死後江戸に戻り、三河譜代駿河勤番旗本たちがこの地に住んだことによると伝えられ、格式ある武家屋敷が多かった。即ちこの一帯がひらけていて江戸城防備の面で忠誠心の強い旗本たちを配備し、防災の面でも万全の備えを敷いたとある。(駿河台小川町小史)

彦左衛門の屋敷は、現在駿河台二二杏雲堂病院あたりで、病院玄関右横に大久保彦左衛門屋敷跡の碑がある。駿河台の御隠居と呼ばれ、頑固一徹、天下の御意見番を自認して、時



「大久保彦左衛門屋敷跡」の碑 (駿河台2-2 杏雲堂病院玄関先)

の將軍に對してズケズケ諫言して憚らない。彦左衛門のタンカを切る様子や、氣風の良い魚屋、一心

多助とコンビを組み、江戸城内や町々において、いかなる悪事も許さず己れの信念に基づきながら、常に気が強く正直な態度を貫き、胸のすくような活躍はスクリーンの上で、またテレビの映像を通じてお馴染みである。

江戸時代の初期、幕府は一萬石以下の武士に駕籠で登城することを禁じた。その時、「駕籠以外の乗り物ならよからう」と大きな朱塗りのタライに乗って登城した旗本が彦左衛門である。また、差している刀が規定より長いと注意され、鞘だけを切つてわざと刀身をむき出しにして周囲をひやひやさせた話等、真偽はわからないが、これら伝えられている逸話は、講釈本大久保武蔵鑑にみえる。いくつかを紹介すると、

彦左衛門が相手をやりこめる話で、時の老中の土井利勝の邸に招かれたときのこと、老中が庭に見事な栗毛を引き出してきて、「この馬は、大阪の陣に働き、今なお吾が為に奉行しているうい奴よ」と



大久保彦左衛門 盟登城之図

自慢げに言った。すると彦左衛門、はたと膝を打って「お、御老中があの戦さで乗って逃げられたはこの馬でござるか、まこと駿足とお見うけした」と応じたばかりか、今度は馬に向かって「さてさて汝はあつぱれの主人思いの馬である。よくぞあの節、主人を乗せ、守りを捨てて逃げきった」と、いかにも感じ入ったようすで言葉をかけ、土井利勝を興ざめせしめたと言ふことである。また、

旗本の一人が彦左衛門に「貴殿は、かの勇将大久保忠世殿の弟であるのに、今のような小身であるのは、世間とのつきあい下手で、上役に御機嫌伺いや、贈物をしないからであると、からかわれた。

本家の当主からも「幕府の重役に、お世辞の一つも言つたらどうだ」とたしなめられた時、彦左衛門は小さな袋に、食べものを詰めたのを手土産に、各老中の屋敷を回り、「教えてくれる者があつて、

世に交わるには、賄賂を贈れということである、よつて持参した」と、嫌味な挨拶を述べ帰つたという。

或る時彦左衛門は、大平の世になり軟弱な若者を見て、夏の盛りに厚着をさせ炭火をおこして、コタツで鍋をつつかせ、我慢くらべをさせた。余りの暑さにへたばる若い旗本を尻目に、彦左衛門は平気な顔で、そんな弱々しいことではござらぬ時、將軍を守り、しもの民が守れるか、といつて一喝したと云う。また辻斬りをはたらく將軍家光を、柳生但馬守に頼んでこらしめた話等あるが、彦左衛門は江戸時代の身分制のきびしい社会で、何故か極めて自由に振舞つた。

徳川家康が「彦左衛門のわがまま、無礼は生涯ゆるす」。家康死後は彦左衛門を家康の名代とすること。「將軍の心違いがあれば、彦左衛門が意見せよ」と遺言したからであると、講談では彦左衛門の行動の正当性の根拠まで用意して語られている。

これらは彦左衛門の死後、百余年たつてから書かれた創作で、「三河物語」にみる彦左衛門の幕府一途の忠節、奉公、譜代衆の冷遇に対する義憤などにヒントを得て、実録本や講談師がつくりあげていったようである。

多くの逸話の中で、時代に逆つて我を通す彦左衛門の意気地は、頑固としか言

いようがない。三河者は愚直者と「人国記」が伝えているように、その愚直と頑固さゆえに人々は時の人気者として彼を愛する。古きよき日本の「頑固親父」「頑固爺々」の典型さは、多くの人々の中に息づいている。

しかし語り伝えられている彦左衛門の人物像には、ほとんど無縁のようである。人々のイメージの中にある皮肉屋で、ツムジ曲がりの彦左衛門は、何をよりどころに生きたのだろう。実際の彦左衛門は、自分のような戦国の生き残りを置き去りにして行く時勢に對して、不平、不満を抱きつつ、晩年に生きる老旗本という域を出ることがなかったのだろうか。

しかし、このような型破りの、忠義一途の三河武士譜代の男の力こそ、家康を天下の覇者に押し上げる原動力となつたのである。

戦場から戦場と戦いに明け暮れる日々のなかでの破壊・建設の繰返しのと、戦乱から平和へと移り変わる世の中に、彦左衛門のような譜代武士、戦場の生き残りの一徹な言動は、時勢に對する痛烈な批判者として迎えられる、人々の共感を

得られたものと思われる。家康の先祖と松平氏が結びついた経緯は、「朝野旧聞衰葉」天保十二年(一八四一)にある。その源流は「三河物語」に

あるという説である。  
松平家(図-1)に初めて任えた大久保家の初代を泰昌とした系図(図-2)を見ると、泰昌の子孫が正式に大久保姓

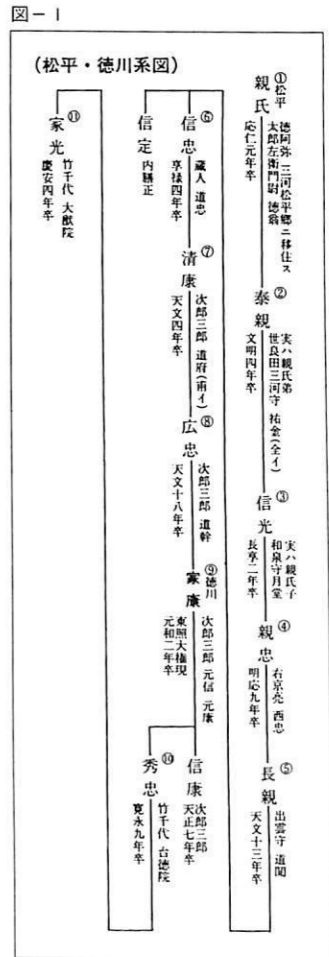
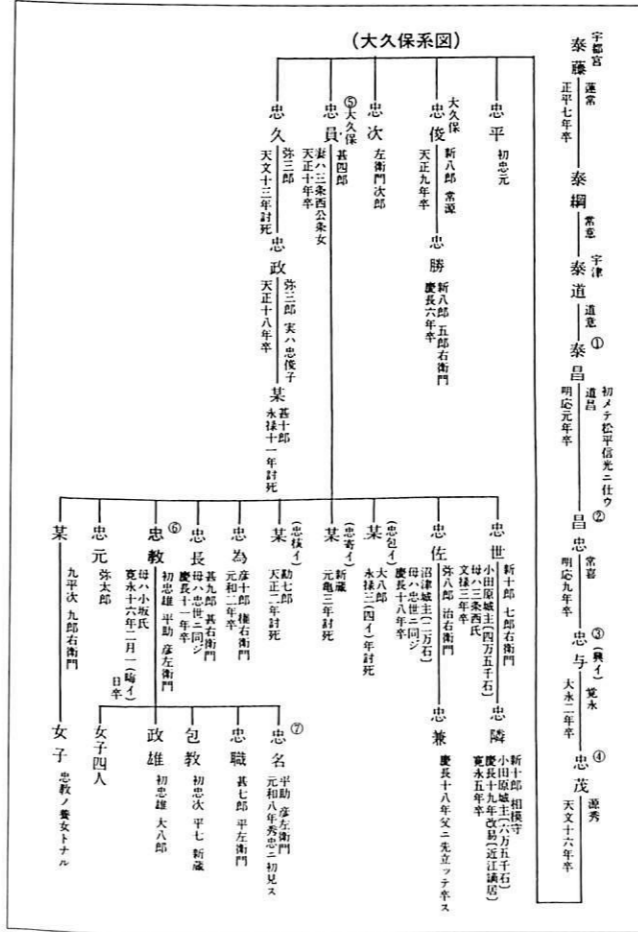


図-1

を称したのは、彦左衛門の父忠員の代から「三河物語」にある(日本思想史大系)。  
大久保一族の主な忠勤ぶりの概略は、

図-2



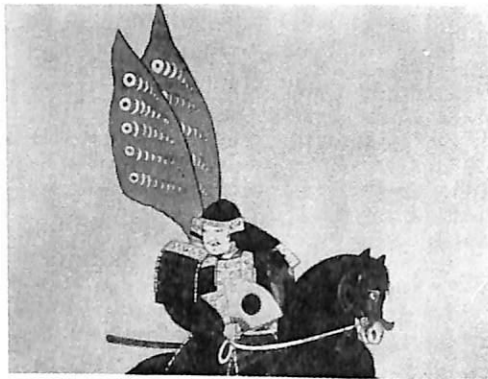
松平氏七代清康の大永四年(一五二四)山中城奪取、  
八代広忠(家康の父)の天文六年(一五三七)大伯父松平信定に追われた広忠を助け、本城岡崎城を回復、  
三河一向一揆の鎮圧、遠江・駿河・甲斐・信濃の平定の奔走など、家康を五ヶ国の大守に押し上げるのに多大な貢献をなしたと三河物語に記されている。  
累代にわたる大久保一族の功績は、家康の勢力拡大に伴い、次第に取立てられ、家康が関東に入国した天正十八年(一五九〇)先ず彦左衛門の長兄忠世が、小田原四万五千石に封ぜられ、関ヶ原の合戦の翌慶長六年(一六〇一)に、次兄忠佐が、上総茂原五千石から駿河沼津二万石に増された。  
大久保家は、松平郷譜代と称する徳川家最古参の家臣の家柄で、累代、武功の士を出してきた。家康のもとでは彦左衛門の長兄忠世、次兄忠佐、そして忠世の嫡男大久保忠隣が、酒井・本多・榊原・井伊の徳川四天王とならんで活躍し、家康の覇権確立に大きな功績をあげた。  
彦左衛門は、忠世、忠佐の異母弟で、父忠員の八男として永禄三年(一五六〇)三河(愛知県)で出生、生母は小坂氏と伝えられ、父忠員は、公卿右大臣三条西公条の娘を正室にしていたから、小坂氏は側室だったといわれる。くしくもこの

永禄三年は、桶狭間の戦いを経て家康が今川氏から自立した年である。

家康に目通りしたのが、天正三年(一五七五)彦左衛門十六歳であった。

彦左衛門の口ぐせの言葉に「そもそもこの彦左衛門忠教、大久保平助の昔、長篠の合戦に十六歳の初陣、鳶の巢文殊山において一番乗り、一番槍の功をあげ」云々、史実かどうかはつきりしないが、若き日の彦左衛門が戦場に参加したことはたしかな事である。

三河武士の一枚岩の団結力、徳川家の為に命を惜しまない勇猛さから、三河武士は三人力といわれていた。三河武士の名を一躍高めたのが、天正三年(一五七五)長篠の戦いである。織田・徳川の連



長兄、大久保忠世

合軍が、最強を誇った武田騎馬軍団を打ち破った。この時大久保家(忠世)をはじめとする三河武士達は、最前線で鉄砲隊を守り奮戦する。その中にひととき目立って奮戦する騎馬武者が信長の目をひいた。「徳川勢の中に金の揚羽蝶と黒餅の指物したる者の名は、信長が家康に問うたのに対して家康は、「大久保兄弟なり。弟忠佐なり」。皆それがしの旧臣と答えた。その働きぶりに信長は、徳川殿は良き家来を養われて誠にうらやましいと評したということである。こうして家康の天下取りの為戦場を駆けめぐる彦左衛門の青春がはじまった。

天正四年(一五七六)甲斐の高天神大居城攻略戦に参陣して活躍し、二十六歳の時信州上田攻めに参加、名将真田昌幸・幸村の奇襲にあい苦戦したが、彦左衛門はじめ大久保家の譜代衆が踏みとどまって戦い、くずれてゆく徳川軍をささえて、全滅を免れる奮闘をして名をあげた。大久保家の活躍により家康は次第に勢力を拡大し、街道一の弓取と呼ばれるようになる。

慶長二十年、元和元年(一六一五)の大阪夏の陣槍奉行としての出陣に至るまで彦左衛門は、長兄忠世の麾下で、度々の合戦に望んで生死の境をくぐり抜けた。「御普代衆八、相國様之御代迄、山野」

伏テ、夜屋力セギ」云々。

枕元に具足を置き、昼夜を問わず野に伏せ山に伏せ戦い、物見に骨をおったものだ。戦場を渡り歩いた日々で若い彦左衛門を支えていたものは、我々三河武士譜代の忠義と武勇が家康を守っているのだという誇りと自負であった。

この大久保嫡流家との主従関係は、忠世の子忠隣の代になっても続いた。家康は彦左衛門の度重なる戦功に、大久保家の分家扱いながら武蔵国埼玉郡内に、天正十八年(一五九〇)二千石の知行を与えた。

☆ ☆ ☆

そんな或る日彦左衛門には到底承服出来ぬことが起きる。永禄六年(一五六三)九月に起きた三河一向一揆で、二十年前家康を裏切って以来、刃向かい続けていた本多正信が、突如復讐を許され、大名に抜擢されたのである。何故家康は正信の復讐を許し、自らの側近にしたのだろうか。領土がふえると同時に家来の数もふえ、組織は大きく複雑になる。その組織をまとめるには、武勇よりも政治的手腕のある家来が必要だ。その政治的手腕を本多正信はもっていたにほかならない。

武勇だけが忠義の道と思う彦左衛門は納得がいかない。「なぜ本多のような裏切りものを復讐させるのか」。彦左衛門にはなかなか理解できない。当世のあり方を

不満とする彦左衛門は、次のような武士が当世、出世する武士であると、皮肉まじりに「三河物語」で述べている。

知行を取る事のできる方法は、

第一に主君に弓を引き、謀叛や裏切りをする事。

第二、卑怯なことをして人に笑われること。

第三、礼儀作法をよくし、座敷などで見ばえよく立ち働くこと。

第四、そろばん勘定をこなして、代官役が板につくこと。

第五、節操のない他国人であること。

以上のようにすれば、知行を取ることが出来るようである。

「然共、知行ヲ望ミテ、夢々此心持ツベカラズ」云々といっている。

逆に知行を取らない方法については、

第一に譜代の主君に対し、謀叛や裏切りをして弓を引いたりせず、忠節、忠功をはげむこと。

第二、武功をたてること。

第三、礼儀作法を心得ず、不調法であること。

第四、そろばん勘定を知らない年寄り。

第五、久しく譜代でいること。

以上のようにあれば、知行を取ることができないようである。

「タトエバ、知行ハ工取ラテ、飢ヘ死ヌル共、必ず必ず、夢々、此心持ヲ一ツモ

捨テズシテ持ツベシ」云々。  
その典型が彦左衛門自身だといっている。

☆ ☆ ☆

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の合戦がはじまった当時四十歳の彦左衛門も秀忠の軍に参加した。ところが秀忠軍が関ヶ原に向う途中、敵方の信州上田の名将真田昌幸・幸村の巧みな戦略に悩まされ時日を空費し、天下分け目の関ヶ原の決戦に遅れるという、重大な失態をしてしまった。

この時秀忠軍を率いていたのが、本多正信である。秀忠軍が、やっと関ヶ原にたどりついた時、戦は終わっていた。

「一番大事な戦に間に合わなかったのも本多正信の腰ぬけ故」と武功派の彦左衛門はその不甲斐なさに怒った。

元和元年（一六一五）、徳川、豊臣軍の最後の決戦となる大阪夏の陣がはじまり、彦左衛門は家康本隊の槍奉行を命じられ、旗奉行と二人、共に戦にのぞんだ。旗奉行は、本陣に旗印を立てる役目で旗・槍は一体となって行動する。だが戦がはじまるや、背水の陣をしいた豊臣方の抵抗は、思いがけなく激しかった。遂に家康の本陣が攻めこまれ、御槍奉行とセットをなす御旗奉行が乱戦のなかで、見すこしにできない大事をおこして、徳川方の旗がくずれてしまった。家康にとっても

☆ ☆ ☆

家康・秀忠・家光に仕え、兄弟から二人の大名が並びたつた大久保氏も、盛運が次第におとろえた頃から、彦左衛門の心境は時勢に対して変化をはじめた。衰運のはじまりは、慶長十八年（一六二二）次兄忠佐が没し、嗣子の忠兼が亡きあと跡目を立てなかった為、その所領居城の三枚橋（沼津城）沼津二万石が召し上げられた時で、忠佐の死に先立ち、幕府は彦左衛門に大名になるよう後継者に指名したが、頑固一徹の彦左衛門は、自身の勲功によらない領地を継ぐわけにはまいらぬと固辞したと伝えられる。

一方小田原四万五千石の大久保嫡流家は、文禄三年（一五九四）忠世が小田原城中において波瀾に富んだ生涯を閉じた。代替わりがあり、死去した忠世のあとを嫡子忠隣が嗣いでいた。忠隣は、武勇と政治的な才覚にめぐまれていたので、関東入国時は武蔵羽生で二万石の加増を受けた上、文禄三年（一五九四）秀忠の老職・側近となり翌年には父忠世の遺領を統合して相模小田原で六万五千石の領主になる。そして譜代の老中の筆頭格としておよそ二十年にわたり幕閣にいてその手腕を発揮し、政敵、本多正信と共に創業期の徳川幕府を支える重臣として勢力を持っていた。

一方の家康の忠実な側近として仕えた

正信の政治的情勢分析は、家康の氣に入られ、その相談ごとを交している有様を「君臣の間、相合ふこと水魚のごとし」と評された。

しかし反面四天王の一人榊原康政などは、日ごろから正信のことを、「算盤勘定しか知らぬ腸腐れ者」とののしっていた。

大久保忠隣は天文二十二年（一五五三）三河譜代の長子として三河和田に生まれた。忠隣は父忠世に劣らぬ武功派で、大小さまざまな合戦に参加して功績をあげ、名門大久保家の嫡男として重責を果たし、大久保家の麒麟児といわれた人である。

忠隣はかねてより、本多正信を中心とする家康側近グループと幕政の主導権をめぐって対立していたが、慶長十八年（一六二二）忠隣推挙の大久保長安の不正事件に連座し、慶長十九年（一六二四）、正信・正純の忠隣追い落としの陰謀の巧みな心理戦術にかかって敗れた忠隣は、所領没収の上、近江国栗太郡中村への配流に処せられ、ここに大久保氏は二家ともども大名の座から滑り落ち、栄光の歴史は終止符がうたれることになった。大久保彦左衛門忠教も甥の忠隣の改易にともない、武蔵国二千石から三河国額田郡一千石へと所領変えにされた。

この処分は、本多正信・正純父子の策謀であると彦左衛門は記している。忠隣

九死に一生を得た戦いであった。何とか勝利は得たものの戦の後の評定で家康は腹をたてて云った。

「今まで徳川の旗がくずれたことはない」ところが、只一人彦左衛門は、家康にこう云いかえした。「三河物語」には、「御旗方大和方冬ノ陣場ニ立申候間、御鎧モ其ニ罷有タリ」と申上げる時、「ソコニ旗八立間敷ゾ」と御説之時、「イヤ其二立申タリ」と申時、「皆共モ見ザルト云程ニ、立間敷」と御説なれば、彦左衛門申は、「何ト御説ナリ共、御旗八立申タリ」と申せば云々。

徳川の旗は決してくずれてはおりません、家康がくずれたと云張つても、彦左衛門は頑としてしりぞかぬ。「お前の父も兄も頑固だが、彦左はそれ以上の頑固ものおや」、遂に家康は席をたち、処罰もうやむやになってしまった。彦左衛門は後に、「本陣に旗が立っていないかったのは、一時的にしろ負けた、敗北したというしるしになり家来の恥だ。それは愚かな家来を身近に置いた殿の恥でもある。あるじの恥をあかさぬのも忠義」とえ旗がくずれても「御旗はくずれなかった」と申すのが、われら譜代の者の役目である。ご主君に強情に反抗したのも、徳川の誇りを守るためである。三河武士の特徴を、「人國記」ではこう伝えている。三河者は「愚直者」だ。

の剛毅な性格と権勢は、逆に人の讒言を招いたのであった。彦左衛門が駿府城に召し出されて家康に拝謁し、慶長十九年（一六二四）五十四歳でこれまで大久保家の分家だった彦左衛門が、家康の直参旗本に列せられたのはこの時期である。彦左衛門が幕府より知行を受けたのは、三河国額田郡内のたつた千石であったが、十年後の寛永元年（一六二四）遅ればせながら千石の加増があり、合せて二千石となったのである。

彦左衛門の胸中の不満を「三河物語」は、「相國様（家康）マテハ、ゴネンゴロニワガ一族ヲ遇シテクレタノニ、一体ドンナ答アツテタダ今ハ大久保一族マテ肩ヲスクメテ江戸ノ城下ヲ徘徊シナケレバナラナイノタロウ」云々。



「三河物語」(写本)

「今ヲ時メク成上リノ盟が供侍ヲ從エテ通ルノ二出合ウト、コチヲノ方ガ脇へ避ケテヤリスゴサナケレバナラナイノダカラ、イカナル因果ナノカ、余リナサケナクテ、ツイツイ人知レズ」云々。

支配者として泰平の世を維持運営するにふさわしい人材集めを家康は、先祖からの三河三譜代の家臣と、五ヶ国領地に外様の家臣団、それに夷国人や、豪商、僧侶、学者、知識人、技術者など背後に良きブレインを登用し召しかかえた。この人材登用は、家康の合戦のたび、領国を、遠江、甲斐、関東と広げ、武田氏、北条氏なども加わり、層の厚い各分野の人材を揃えることになり、幕藩体制の確立と、財政基盤の強化につながるのである。

家康の「人ヲ用イル心ガケ」として、人を用いる道において大切なことは二つある、「ツハ賢ヲ尊ブコト、ニツニハ能ヲ使ウコト」。「生れつき恭謹で忠誠心を持って主君に奉行し、物に接しても寛容温厚で、自分の才能に驕ることなく、聡敏明快で事務に通達する者は、登用して禄高を増加してやり、政事をまかすべきである」云々。

家康の旧習にとらわれない考えによつて、多くの才能ある人物が低い身分から表舞台に引き上げられている。

正信の才能が表れたのが天正十八年（一五九〇）の関東新領国期だとされている。

桶狭間の戦い、家康の自立、信長との同盟、比叡山焼打まで。

三、甲斐武田氏の争い、本能寺の変、秀吉への臣従、家康の天下人になる過程に至る迄。

一族、子孫への家訓の書として物語風に書かれ、軍記物としても興味深く読める書である。

大久保一族が、徳川家中においていかに由緒ある古い名家であるかを強調し、誇りと忠誠心をもって主家に奉公すべきかを説き、そして自己の体験の覚書からなる、戦国末期の徳川の興隆を重点におき、この頃の時代の武士気質を知り得る貴重な資料でもある。

本書で彦左衛門は、自身の事柄について余り多くを語っていないのを見て、自叙伝とはい、がたい側面もあるが、「三河物語」の価値を高めているのは、彦左衛門の自筆の原本が、現存していることでも知られている。

「三河物語」には、幕府に対する忠義一徹の彦左衛門とは思えぬ言葉がつけられている。

「子供、ヨク聞ケ。只今八御主様（家光）之御恭御事八、毛頭ナシ」云々。

子供たちよ、よく聞け、今は御主人さまをありがたいと思うことは、ほんの少しもない。という、幕政批判という言葉となつてあらわれた。その反面、「他國之

る。家康には、今や武功派ではなく、智將こそ必要とされた。家康は未開の江戸を中心に、新領国経営を今までと違った新しい国造りで行おうと計画したのである。正信は関東入国後、相模甘繩に一万石を受け、文禄元年（一五九二）青山忠成、内藤清成とともに関東の総奉行として、新領国の経営に精力的にたずさわわり、江戸の町づくりを開始した。

まず、物資を江戸城に搬入させるため、掘り割りに着手し、新しい市街はこの掘り割りに沿つて交通の便を図つた。建設には自ら監督者として立ち合い、早朝から率先して普請所へ出向き、休むことなく工事を督励したという。正信のこうした働きは、ますます家康の信任を勝ちとり、「何ゴトモ佐渡ノ守（正信）一人ニテ、御前ノ議ハアイスマシ申ストアイミエ申シ候」云々、といわれるまでの実力者になった。

そのため彦左衛門はじめ、家康の国盗りに命を賭けてきた譜代武功派たちの確執が、徳川家に忠誠を誓って仕えた者たちだけに、おもしろくない不満として残つてしまった。

彦左衛門の不満は、又自己の一族の没落、本家の大久保忠隣が改易のうき目を見たことへの悲憤など主君そのものに向けられた。この不満は家康の天下統一の気運への動きにつれて、武人から文

人ヲ御心オキナク、御膝元近ク召使ワサレケル御譜衆ニモアラザル者ヲ、御譜代ト仰ラレテ御心オキナク召使ワサレ、汝共方様ニ御九代迄召使ワサレケル御譜代ヲバ、新参者ト成レテ」云々。

長年仕えてきた譜代衆を新参者のように扱われても、それを不足と思わず、お前たちはよく奉公申し上げるべきである。徳川家を去つて別の主君に仕えてはならない。と忠誠心を説きそして、

「但、御奉公申上テモ、不承面ヲシテ御奉公ヲ申上タラバ、御奉公ニナラズシテ、却テ、七逆罪之御咎ト成ベシ」云々。

いやいや奉公するのであれば、それは真の奉公ではない。御主君に背くことがあつては、仏教でいう七逆罪の咎を受け地獄に落ちることになる、といっている。

徳川三百年の基を開いた大御所家康の死亡したのが元和二年（一六一六）七十五歳であった。彦左衛門はその時五十七歳、二代将軍秀忠、三代将軍の家光に仕えていた。武勇を忠義と思う槍奉行の彦左衛門は、毎日登城するが幕府からは何の沙汰もなく、役職は名ばかりで、何もすることがない。うらぶれし我が身に吹く風は悲しい。誰も我が心の中はわかつてくれない。彦左衛門はある不安をいだくようになる。時代が変わり、將軍は、我ら一旗本には、手の届かない存在にな

官への移換が歴史の底流となりはじめ、泰平の世に譜代衆の武士たちは活躍の場を失い、武勇よりも行政手腕に秀でた文官派が台頭するの到我出来なかつたのである。

「三河物語」は、徳川の旗本であつた彦左衛門が、一門の子孫のために書き残した家訓の書であるが、幕府に対する激しい怒りと、憤りをこめたこの書に、どんな思いがこめられているのだろうか、「三河物語」は子孫以外に公開する意思をもつていなかった。彦左衛門が門外不出の家訓として著した事情について、中巻の条に「此書物二、各々御譜代衆之御事アラマシ書テ、我一族（大久保一族）之儀クワシク書申事八、別之儀ニアラズ。姪子供、又ハ一類之者共、御譜代久敷御主様之御由来ヲ、後ニハ存ス間敷ト思ヒ知ラセン為ニ、我遺言トシテ書テ子供ニクシ申事ナレバ、門外不出ト申置故、公界工出入書物ニアラザレバ、我等一名（一族）之事ヲ本ニ書置事ナレバ、別之御譜代衆之儀ハ書力ズ」云々、とその所信が述べてある。

「三河物語」は元和八年（一六二二）頃から寛永三年（一六二六）ぐらいまでに書かれ三巻から成り、

一、源氏の由来から説き、松平八代広忠の死に至るまで。

二、家康が、今川氏の人質にされた時か

つてしまった。江戸は將軍家お膝元として、江戸城拡張工事と、町づくりが行われ、めざましく発展を遂げていた。

日光には東照宮が造営、江戸では遊女達を一ヶ所に集めた吉原が誕生、辻斬りを取り締まるため、町々に辻番所を設置、一方では大名の参勤交代の制度の確立、武家諸法度の制定、外には鎖国と、幕府体制の基礎が定まつていく時代が背景にある頃である。

徳川家に忠義を尽して生きる、そんな三河武士の誇りと喜びを、どうやって子や孫に、何を伝えればいいのか考えた末、初めて筆をとつた彦左衛門は一心不乱に三河物語を書きつづけた。青春を過ぎた戦場、家康に任えた日々を思い浮かべて書き進める。彦左衛門の心にふつふつと怒りが湧きあがる。今の幕府は官僚ばかりが巾をきかせ、家康様と死線をかいくぐつた三河武士は、邪魔者扱い、徳川家と三河武士のきずなは一体どうなつてしまふのか、怒り恨みが積み重なり、三河物語は我が物顔の官僚と、それを許す幕府への過激な批判書へとなつていった。

そんな或る日、我が世の春を誇つていた正信の子、本多正純が將軍と対立し（宇都宮釣天井事件）、その結果、元和八年（一六二二）配流となり、突然家を取潰されてしまった。ひとたび日ざわりとなれば、忠臣、実力者といえども幕府は無慈悲に

切りすてるのか。彦左衛門は呆然とするばかりである。あの本多さへ簡単に見捨てられる。我らは、所詮幕府の捨て駒なのか、自分の忠義はなんだったのか。

そんな心の乱れは、三河物語にも現れる。「たとえ御主君様でも、下々を思いやらぬものなど偉いとも大切とも思う必要はない」。迷いながら、悩みながら彦左衛門は三河物語を書きつづけていった。三年余経った或る日江戸城内で、將軍家光が三河物語をよんだという、風説が立ちはじめた。幕政批判は天下の大罪である。さすがの彦左衛門も覚悟をきめて、幕府のご沙汰をまつた。やがて幕府からの使者は、家光の沙汰として大久保彦左衛門に幕府旗奉行を命じ、新たに千石の加増を命じた。しかも旗奉行に続いて、將軍家光のお伽衆にも迎えられた。お伽衆とは將軍にさまざまな物語を聞かせる役、彦左衛門が語るのには家康と三河武士譜代達の話である。家光は彦左衛門の話に熱心に耳をかたむけた。

家光は、彦左衛門を徳川家臣の精神的支柱として尊び、格別の配慮を次々と見せた。取り潰されていた大久保家が再興されるのをしおに、彦左衛門自身には馬上同心一騎、足軽同心十五人を付属され十六余名の部下が与えられた。異例の復活を果たした彦左衛門を人々はこう称した、「大久保様こそ天下の御意見番だ」。

家光のお伽衆として新たな生きがいを得た彦左衛門は八十歳近くになっても隠居せず、生涯現役の旗本として任えた。晩年のある時期、彦左衛門は「三河物語」のなかで次の如く云っている。

夢は所詮はかなく消えてしまう。我々の人生も、死とともに夢のように消える。

この夢のような人生で真実とは一体何であらうか、一時の栄光など、無為の快楽に過ぎない。「三河物語」も、時代の流れとともに変わっていった。

良い行いをしても、その後栄えぬ者もある。悪い行いをしても、その後栄える者もある。まことに人生はさまざまである。現在の主君だけでなく、過去から現在・未来へと主君に仕える忠義とは、本来そういうものかも知れないのだ。

先祖代々徳川家に仕え、何もかも捧げて働いてきたのだから、——「子供たちよ、よく聞け。たとえ將軍が気に入らな



彦左衛門の墓のある長福寺



港区白金2-2の立行寺(りっこうじ)にある彦左衛門の墓



彦左衛門の碑(東京都港区白金 立行寺)

また、東京都港区白金二一 立行寺に彦左衛門の碑と墓がある。(T)  
参考文献  
駿河台小川町絵図 読売新聞/原本現代語訳  
「三河物語」 小林賢章/歴史群像シリーズ  
学研/日本史探訪 角川書店

くても、將軍には絶対に忠義を尽くさなくてはいけない。これが彦左衛門の真情であり、結論ではないだろうか。

寛永十六年二月末日(一六三九)享年八十歳。最後の三河武士は、三河の土に帰った。遺言によって彦左衛門の遺体は、岡崎の長福寺に埋葬された。大久保忠世をはじめとする大久保氏一族の墓地は、神奈川県小田原市大久寺にある。

## 厚生年金基金加入のおすすめ

全国建設機械器具リース業厚生年金基金

当基金は国の厚生年金保険の一部を業界で自主運営することによって年金額や支給条件をよくしたり、業界の事情に合わせて、加入者や退職年金受給者のみなさまの福祉の向上を図るため、各種の福祉事業を行っております。

当基金は昭和62年4月1日に設立され、本年をもって9年目を迎えたところですが、平成7年10月末現在、加入事業所数424社、加入員数14,301名、年金の積立金は130億円に達しております。加入員数は設立当初の2倍、一企業当りの平均加入員数は当初の20名台から30名台に増加しております。このことはこの間の業界発展を物語るものといえます。

しかしながら、会員企業数に比較した場合未だ過半数のみなさまが未加入の状況にあります。昨今の経済情勢厳しい折から会員のみなさまには苦しい事業経営を強いられるおられることとは存じますが、このようなときにこそ、人材を確保し、従業員の定着を促し、因って経営基盤の確立を図ることが必要とい

われております。その一助として是非とも基金にご加入いただきますよう、おすすめする次第でございます。

### ●基金事業のあらまし

#### 1、給付のしくみ

当基金の給付は、国の老齢厚生年金にプラスアルファを上乗せして給付する「基本部分」(基本年金)と、当基金が独自に設計した「加算部分」(加算年金・一時金)の2本建てになっていきます。

#### 2、基金から受けられる年金・一時金

(1) 第1種退職年金(基本年金+加算年金)

当基金に加入していた期間が10年以上あることが必要です。退職して加入員でなくなつた人は60歳から、60歳後に退職した人はそのときから受けられます。また、在職中の人(基金加入員)は、65歳になると加入員の資格を喪失しますので、65歳からとなります。

また加算年金は「選択一時金」として一時金で受け取ることもできます。

(2) 第2種退職年金(基本年金)

当基金に加入していた期間が1か月以上10

年未満の人が退職して60歳になったとき、または60歳以上で退職したとき受けられます。

#### (3) 脱退一時金(加算部分)

当基金に加入していた期間3年以上10年未満の人が、退職したとき受けられます。また62歳以後に加入した人は3年未満で退職しても受けられます。

加算部分の給付にはその他に遺族一時金があります。

#### 3、費用の負担

基金加入後は、国には厚生年金の保険料、基金には掛金を払っていただくようになります。掛金は、基本部分の給付に当てる普通掛金、加算部分の給付に当てる加算掛金、基金の運営に当てる事務費掛金があります。

基金加入後に負担が増えるのは加算掛金等で、厚生年金保険の標準報酬月額に14/1000(本年4月から15/1000)を乗じた額になります。このぶんは、全額事業主負担になります。

#### 4、おもな福祉施設事業

結婚祝金、死亡弔慰金、就学祝金、長寿祝金を支給しています。契約保養施設の利用補助を行っています。

#### ●基金についてのお問い合わせ・お申込み先

全国建設機械器具リース業厚生年金基金  
〒102 東京都千代田区飯田橋2-7-15

明治生命飯田橋ビル5階

TEL03-3230-3871

# 協会支部名簿

平成7年11月現在

支部名称	代表者名	事務局長名	事務局所在地	電話	〒
北海道建設機械リース業協会	片桐 理	澤口 輝雄 榊井真理子	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485 FAX 222-5612	060
青森県建設機械リース業協会	川村 雄蔵	榎木沢四郎 岩間麻寿美	青森県八戸市大字長苗代字二日市7-1 (株)ほくとう内	0178-27-0710 FAX 27-0712	039-11
岩手県建設機械リース業協会	菊地 捷士	小野寺 輝	岩手県水沢市山崎町1-8	0197-24-8271 FAX 25-8266	023
秋田県建設機械リース業協会	大高 至	大内 英昭	秋田県湯沢市千石町4-2-50 (株)丸大工機商会内	0183-72-1777 FAX 73-3353	012
宮城県建設機械リース業協会	石井 嘉一	伊藤 壽朗 白畑あや子	宮城県仙台市宮城野区扇町3-4-50 扇町ビル2F	022-238-1751 FAX 238-1752	983
山形県建設機械リース業協会	佐藤 勉	豊川 實	山形県山形市下条町5-4-15	0236-84-9455 FAX 84-2449	990
福島県建設機械器具リース業協会	後藤 泰治	鈴木 英子	福島県郡山市富田町字向館121-20	0249-52-0588 FAX 52-1747	963
茨城県建設機械リース業協会	国本 新宰	畑 しずえ	茨城県つくば市松代2-9-15	0298-55-6631 FAX 52-8441	305
栃木県建設機械リース業協会	小野寺 隆	阿部 智光	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4F	0286-21-6062 FAX 21-1923	320
群馬県建設機械リース業協会	石塚 幸司	的場 譲	群馬県前橋市若宮町3-12-22	0272-32-7203 FAX 32-7310	371
新東京建設機械リース業協会	小俣 實	関口正一郎 甲原 靖夫 大川 嘉子	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03-3294-4071.2 FAX 3293-7275	101
神奈川県建設機械リース業協会	玉井 武治	瀧脇美絵子 森川 晴子	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町1-6-1 岩井ビル5F	045-322-0613 FAX 314-5513	221
長野県建設機械リース業協会	矢崎 照男	春日 光夫	長野県松本市県1-3-53	0263-33-1820 FAX 39-1132	390
静岡県建設機械リース業協会	原 照雄	大石善一郎	静岡市寿町6-18 小沢ビル3F (財)建設荷役車両安全技術協会静岡県支部内	054-287-9151 FAX 284-7113	422
中部建設機械リース業協会	近藤 昌三	白井 實	愛知県名古屋市中区栄生2-2-5 小出ビル1F	052-571-2080 FAX 561-6529	451
新潟県建設機械器具リース業協会	酒井 安治	吉田 準一	新潟県新潟市出来島1-11-31 (株)新潟まるよし内	025-284-6605 FAX 284-5265	950
富山県建設機械リース業協同組合	高野 義雄	小倉 秀信	富山県黒部市沓掛567 (株)吉田商会内	0765-52-2688 FAX 54-3307	938
石川県建設機械リース業協会	吉川 義孝	後本 暁男	石川県金沢市三口町水13-1 コーポミックチ10号	0762-38-7097 FAX 38-7097	920
福井県建設機械リース業協同組合	福嶋 敏栄	牧田 剛	福井県福井市開発3-3509	0776-52-0646 FAX 52-0646	910
和歌山県建設機械器具リース業協同組合	井谷 昭男	丸田 美枝	和歌山県和歌山市太田667	0734-74-5789 FAX 74-1038	640
滋賀県建設機械リース業協会	松田 彦知	中村 幸子	滋賀県神崎郡五箇荘町石塚45-6 コマツリース滋賀(株)内	0748-48-4711 FAX 48-4710	529-14
兵庫県建設機械リース業協同組合	富田 尚孝	小野 恒雄	兵庫県神戸市中央区多聞通3-2-9 甲南スカイビル2F206	078-361-2481 FAX 361-2487	650
中国建設機械リース業協会	山本 高義	清水 五月	広島県広島市安佐南区長束2-11-11 第2ヨシヒロビル2F	082-230-1208 FAX 230-1208	731-01
四国建設機械器具リース業協会	三原 達雄	明石 俊幸	香川県高松市福岡町3-35-16	0878-51-7683 FAX 26-2324	760
九州建設機械器具リース業協会	稲富 勲	北野 富也 後藤 久子	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-13 東福ビル4F	092-482-6685 FAX 452-2563	812
沖縄県建設機械器具リース業協会	宮城 明	吉里 真達	沖縄県浦添市字西原573	098-876-6410 FAX 876-6410	901-21



明けて

おめでとつございます

昨年は一月十七日の阪神大震災に始まり、オームの地下鉄サリン事件、住専の不良債権の露出、および、山口敏夫代議士の背任行為による逮捕等、マスコミは忙しい一年であったように思われます。

一方経済面では景気の浮揚もなく新年を迎えました。今年こそ希望のもてる年にしたいものです。

景気浮揚のための十四兆を超える経済対策も決定され、順次効果が出るものと思われ

ます。

省関連予算の概要ならびに、建設産業政策大綱を掲載いたしております。また、特集として私共レンタル業の現状と今後、と題し、渡辺和弘課長補佐よりご寄稿をいただきました。

なお大屋専務理事より「建設産業政策・三つの基本目標の実現に向けて」、とのタイトルで分り易く書いてありますので、お読み頂き、ご理解下さいますことを切望いたします。

今年には第二次構造改善事業の最終年度です。会員各位には積極的に参加され、レンタル業の強い体質により、任務を全うされますようご期待申し上げますと共に、会員各位の益々のご隆盛を祈念申し上げます。

平成七年十二月十三日

広報委員長

三瓶 徳司

かいほう No.44



発行日 平成8年1月  
発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会  
〒101 東京都千代田区神田駿河台2-1-1

近江兄弟ビル4階

TEL 〇三―三二九三―七二七三〜四  
FAX 〇三―三二九三―七二七五

発行責任者 広報委員長 三瓶 徳司  
制作編集 (有)妻木電子情報印刷

〒151 東京都渋谷区西原一―三五―一五  
TEL 〇三―三四六〇―二五八五  
FAX 〇三―三四六〇―二五八六



# 続々と登場する 日本車輛のレンタル商品群



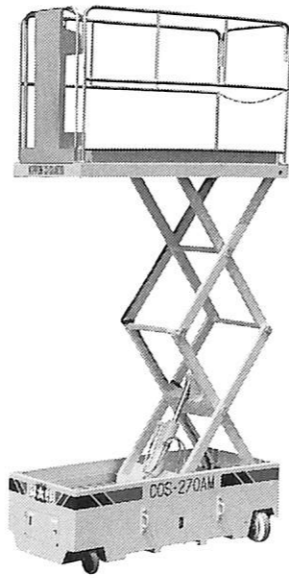
NEW NESシリーズ

18機種新発売

- 超低騒音認定済  
NES25 ~ NES260
- 低騒音認定済  
NES300 ~ NES800



ミニクレーン  
ゴムクローラークレーン TC304(3ton)  
TC205(2ton)



コンパクトステージ 昇太郎  
高所作業台車 COS280M

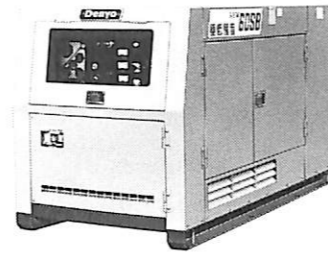
製造元 **重日本車輛**

総代理店 **にちゆう 日熊工機**

Denyo

## エンジン発電機

0.5~800kVA



DCA-60SBI  
50Hz:50kVA・60Hz:60kVA



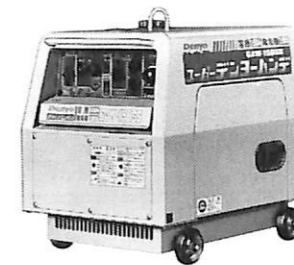
DCA-500SPK  
50Hz:450kVA・60Hz:500kVA

## エンジン溶接機

100~500A



TLW-300SSK  
30~300A



GAW-150SS  
30~150A

## エンジンコンプレッサー

1.4~26.9m<sup>3</sup>/min



DPS-130SP  
3.7m<sup>3</sup>/min



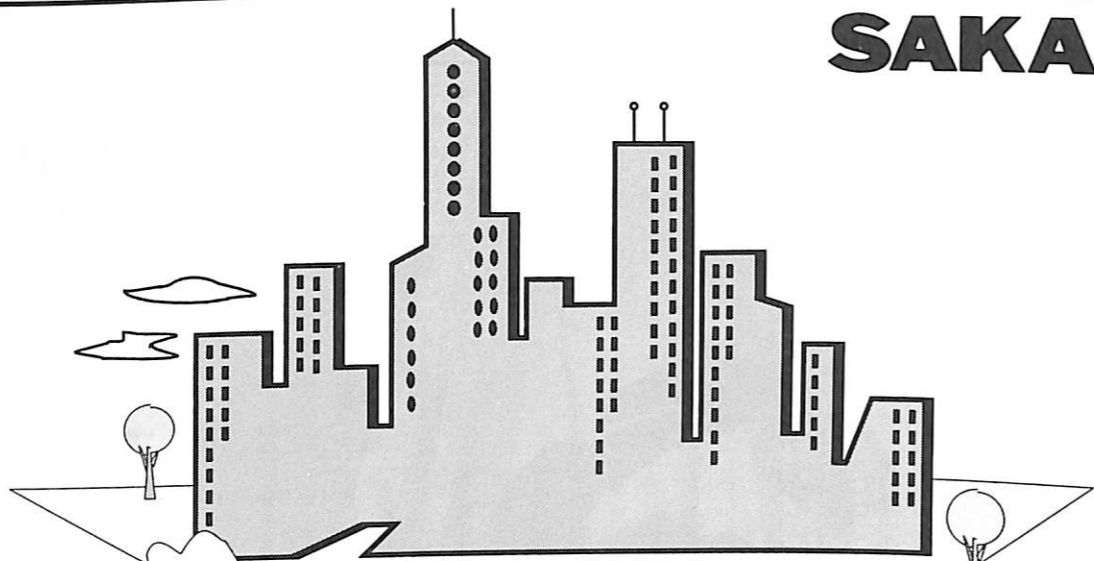
DPS-90SPB  
2.5m<sup>3</sup>/min

建設現場で威力を発揮！  
デンヨーのパワーツールズ

●技術で明日を築く  
**デンヨー株式会社**  
本店 千164 東京都中央区上高田4-2-2 TEL 03(328)1111  
本社事務所 千169 東京都新宿区高田馬場1-18 TEL 03(528)1301

札幌営業所 ☎011(862)11221	東京営業所 ☎03(3228)2211	大阪営業所 ☎06(488)1731
東北営業所1 ☎0196(47)4611	横浜営業所 ☎045(774)0321	広島営業所 ☎082(278)3350
東北営業所2 ☎022(254)7311	静岡営業所 ☎054(26)13259	高松営業所 ☎0878(74)3301
関東営業所1 ☎025(268)0791	名古屋営業所 ☎052(935)0621	九州営業所 ☎092(935)0700
関東営業所2 ☎0272(51)1931	金沢営業所 ☎0762(91)11231	出張所 / 全国主要33都市

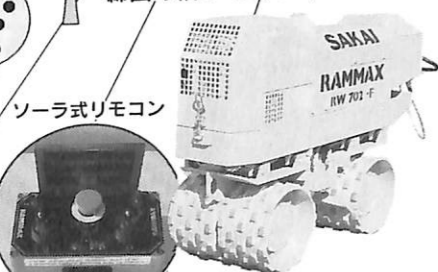
**SAKAI®**



人に優しい都市を。  
サカイは道づくりで貢献します。

**RW702-F**

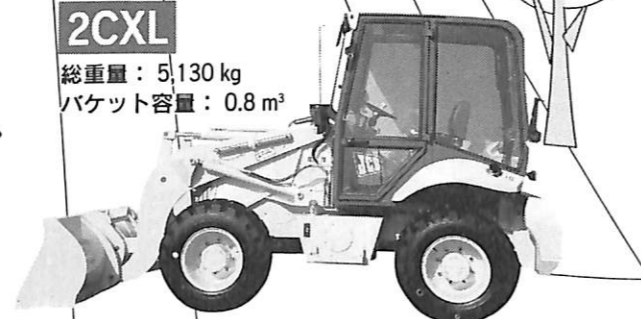
総重量：700 kg  
締固め幅：400/500/600 mm



ソーラーリモコン

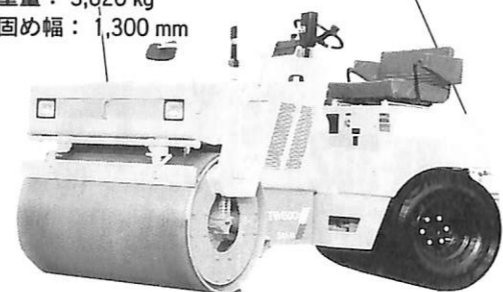
**2CXL**

総重量：5,130 kg  
バケット容量：0.8 m<sup>3</sup>



**TW500W**

総重量：3,620 kg  
締固め幅：1,300 mm



**TG350**

総重量：2,550 kg  
締固め幅：1,200 mm



**SKW 酒井重工業株式会社**

本社 〒105 東京都港区芝大門1-4-8 浜松町清和ビル ☎(03) 3434-3401 代

札幌営業所 帯広出張所 仙台営業所 北関東営業所 長野出張所 南関東営業所 名古屋営業所 北陸営業所 大阪営業所  
広島営業所 四国営業所 福岡営業所 プロダクトサポート 研修センター 技術研究所 東京工場 豊岡工場

Technology To Our Future

**建設廃材をその場で骨材にリサイクル!**

移動式リサイクル車

**古河リプラン F40TR**

新登場



■ 特長

- トラクタの牽引により、一般道路を走行
- 建設廃材を40~0mmの再生骨材にリサイクル
- 製品は直接10tダンプに積込可能
- 発塵対策として散水装置を標準装備
- 操作はラジコンで遠隔操作

**古河機械金属株式会社**

産機本部機械部リプラングループ

〒100 東京都千代田区丸の内2-6-1 TEL.03-3212-7804

年金払積立傷害保険

ゆとらいふ

# ロマン



高く跳ぼうとすればするほど、  
長い助走が必要です。

安田火災の年金払積立傷害保険「ゆとらいふロマン」は、保険料払い込み満了後の60歳から給付金を受け取る年金タイプ。さらに、万一のケガにも安心の補償つきで、毎日の生活をサポートします。60歳からの自分のために、しっかりとした助走を「ゆとらいふロマン」で始めませんか。

人生の道のりを支えたい

## 安田火災の 年金払積立傷害保険



資料請求券  
ロマン

資料をご請求の方は、官製ハカキに資料請求券を貼付の上、住所、氏名、電話番号、ご希望の商品名を明記し、右記宛先へお送りください。

〒160 東京都新宿区西新宿 26-1 安田火災営業開発第二部第一課 タイヤルイン03(3349)4026 ファックス03(3349)4860

Kubota  
美しい日本をつくろう。

現場攻略のエース、  
アセアード・TURN ACE、登場！

あらゆる現場のニーズに、フレキシブルに対応——パワフルで安定性に優れた超小旋回機、アセアード・ターンエース。

# ASSEADO TURN ACE

### RX-302

- バケット容量/0.04~0.07m<sup>3</sup>
- 最大掘削深さ/2.830mm
- 機械質量/2.850kg (2.970kg)
- エンジン出力/17.7kw (24ps)

### RX-502

- バケット容量/0.11~0.20m<sup>3</sup>
- 最大掘削深さ/4.005mm
- 機械質量/5.150kg (5.270kg)
- エンジン出力/29.4kw (40ps)

※( )内はキャビン仕様

クボタエースギア **株式会社クボタ** ●カタログのご請求、およびお問い合わせは、  
 本社建設機械事業部 〒556 大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号 ☎06(648)2103 本社建設機械営業部  
 ☎06(648)2070 本社建設機械営業部金沢駐在 ☎0762(75)1121 九州建設機械営業部 ☎092(606)3715  
 北海道クボタ建機(株) ☎011(377)5511 東北クボタ建機(株) ☎022(384)2144 東京クボタ建機(株)  
 ☎048(865)5181 東京クボタ建機(株)長野支店 ☎0262(85)4245 中部クボタ建機(株) ☎0586(73)1235  
 中国クボタ建機(株) ☎0823(72)0233 四国クボタ建機(株) ☎0878(74)6565

# 厚生年金基金加入で豊かな老後設計を

国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える支柱として、加入される方々が年毎に増えております。



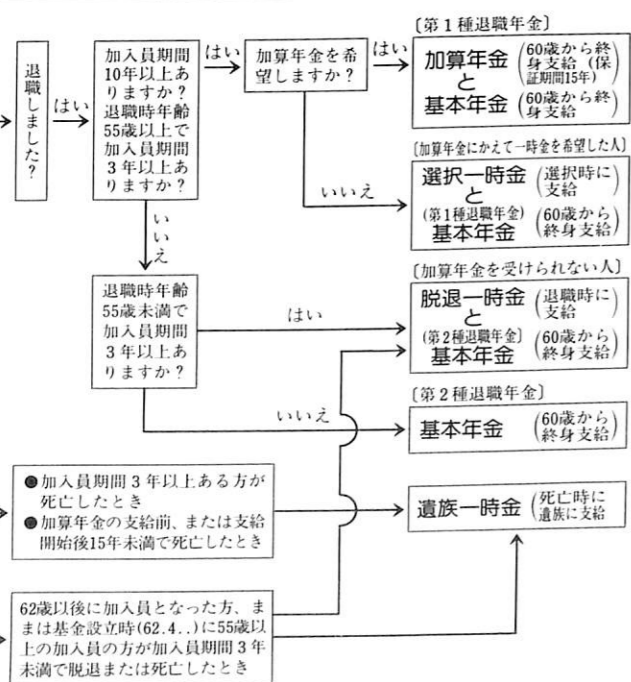
当基金では、年金、一時金の支払いのほか、各種福祉事業を行っております。

厚生年金基金についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせ下さい。

社員の方々には  
 老後の安心を  
 企業にとっては  
 人材確保と繁栄を

あなたはこんな給付が受けられます

全国建設機械器具リース業厚生年金基金の加入員



【注】

- 基本年金(基本部分の給付)については、加入員期間が10年未満で退職時の年齢が55歳未満の場合は、厚生年金基金連合会に支給義務が移転し、同連合会から支給されます。
- 前記のうち、加入員期間が3年以上ある方、又は退職時の年齢が55歳以上60歳未満で加入員期間が3年以上10年未満の方は、本人の選択により、脱退一時金にかえて年金として受けることができます。(基本加算金といい、前記の連合会から支給されます。)
- 基本年金および加算年金については、60歳以後も加入員である場合は、退職(65歳に達したため基金からの脱退を含む)したときから支給されます。
- 基本年金については、加入員であっても国の「老齢厚生年金」が受けられるようになったときは、そのときから受けられます。
- 加算年金については、現在の会社を退職し、当基金の加入員でなくなった場合には、たとえ他に勤務していても60歳以後支給されます。

## 年金一口メモ

加算年金の15年保証期間つきとは……

- 基金から支給される加算年金は終身年金ですから、本人が生ずる限り支給されます。しかし、年金受給期間が15年未満で本人が亡くなられた場合には、15年から受給済期間を差し引いた期間相当分を遺族一時金として支給するという仕組みになっています。つまり15年間は完全に受給権が保証されるというものです。

夫婦の愛、守ります。



夫婦の保険

フォーエバー

FOREVER

全国建設機械器具リース業厚生年金基金

〒102 東京都千代田区飯田橋 2-7-5

明治生命飯田橋ビル 5階

TEL 03(3230)3871~2



ゆたかな明日へ  
 明治生命

〒100 東京都千代田区丸の内 2-1-1 TEL.03-3283-8181(お客さまサービス室)

“E”こと、咲かせる。  
**YANMAR**  
人と自然とテクノロジーの和を広げます。

**Jで咲け!**  
「セレッソ大阪」  
ヤンマーは、「セレッソ大阪」のマネージングパートナーです。



'95 Jリーグ第1ステージ新人王  
セレッソ大阪 森島寛晃選手

小さなキレ者。キューティビオ。  
小さいカラダで、すばやく動き。  
いろんな現場を駆けめぐり、キレ味するとい掘削力。  
隅っこ、角っこ、端っこで、実力発揮の「ビデオ」誕生。

が得意なヤンマー。



●最大掘削深さ: 1750mm  
●機械重量: 920kg

意匠登録・第923688号取得  
(類似意匠登録第1号および第2号)

特許・実用新案・意匠・類似意匠 出願中

誕生

旋回新鮮

**Vio**  
ビデオ

ヤンマー建設機械

ヤンマーディーゼル株式会社 建機事業部 大阪市北区茶屋町1番32号 〒530  
TEL (06) 376-6250

- ヤンマーディーゼル建機販売会社
- 北海道ヤンマー株式会社...TEL (011) 898-8001
  - ヤンマー東北建機株式会社...TEL (022) 259-7201
  - ヤンマー関東建機株式会社...TEL (03) 5202-0900
  - ヤンマー中部建機株式会社...TEL (05679) 5-5355
  - ヤンマー西日本建機株式会社...TEL (06) 783-1121
  - 四国ヤンマー株式会社...TEL (0878) 74-9112
  - ヤンマー九州建機株式会社...TEL (092) 474-3361

**TADANO**



タダノなら、作業に合わせて、  
最適の機種が選べます。

長年にわたり培ってきた油圧技術と、先進のコンピュータ技術。その高度な融合によって生まれるタダノの高所作業車。  
一台一台にハイレベルな安全性や信頼性、作業性を追及する一方、  
多種多様な機種の開発も積極的にすすめ、いまやほとんどあらゆる作業現場のニーズにお応えできる  
充実のラインアップを誇っています。高所作業車は、タダノをお選びください。



AT-180S	AT-250TG	AT-230CG	AC-215TG	AW-215TG (2WS・4WS)	AC-65SG	AP-40
●最大地上高 17.8m ●最大伸縮長さ 11.8m ●最大積載容量 200kg ●作業対象車 4t・4.5t車 ●地上高12.0m/16.0m/20.3mの3タイプがあります。	●最大地上高 24.8m ●最大伸縮長さ 20.0m ●最大積載容量 200kg又120kg ●作業対象車 4t・4.5t車 ●地上高12.0m/16.0m/20.3mの3タイプがあります。	●最大地上高 23.0m ●最大伸縮長さ 19.0m ●最大積載容量 200kg又120kg ●作業対象車 4t・4.5t車 ●地上高12.0m/16.0m/20.3mの3タイプがあります。	●最大地上高 21.5m ●最大伸縮長さ 17.5m ●最大積載容量 200kg又120kg ●作業対象車 4t・4.5t車 ●地上高12.0m/16.0m/20.3mの3タイプがあります。	●最大地上高 21.5m ●最大伸縮長さ 17.5m ●最大積載容量 200kg又120kg ●作業対象車 4t・4.5t車 ●地上高12.0m/16.0m/20.3mの3タイプがあります。	●最大地上高 6.35m ●最大伸縮長さ 5.0m ●最大積載容量 250kg ●作業対象車 4t・4.5t車 ●地上高3.0m/4.5m/6.0mの3タイプがあります。	●最大地上高 3.8m ●最大伸縮長さ 3.0m ●最大積載容量 200kg ●作業対象車 4t・4.5t車 ●地上高3.0m/4.5m/6.0mの3タイプがあります。

株式会社 タダノ 本社/香川県高松市新田町甲34番地 TEL (0878) 39-5555 (代表)  
東京事務所/東京都墨田区電沢2丁目4番12号タダノ両国ビル TEL (03) 3621-7777 (代表)

お問い合わせは— 販売第3部(高松)0878(39)5588 首都圏(東京)03(3621)7730 北海道(札幌)011(861)9030 東北(仙台)022(288)5550 北関東(水戸)0292(44)3051 関東(上尾)048(772)7777  
北陸(富山)0764(36)1555 名古屋0586(76)1181 大阪06(746)8731 四国(高松)0878(39)5777 中国(広島)082(884)0255 九州(福岡)092(503)7821

# 《シティー パット》

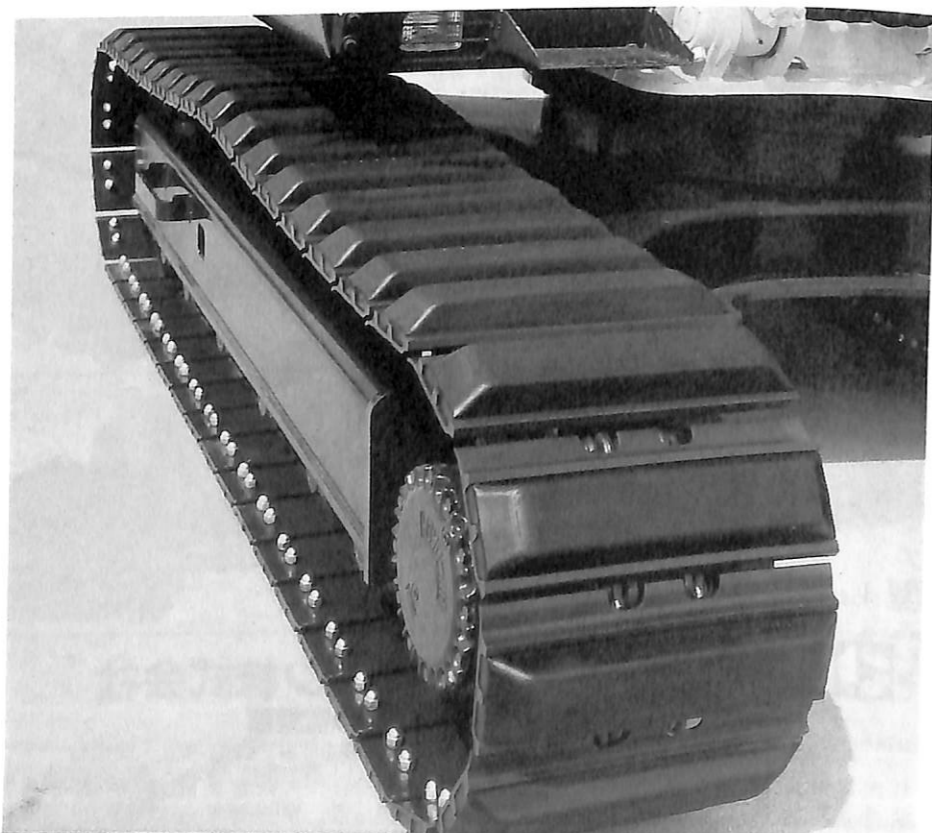
販売元 ユアサ商事株式会社  
建設機械本部 東京都中央区日本橋大伝馬町13-10  
☎(03)3665-6415 FAX(03)3665-6801  
製造元 トピー工業株式会社

## “安い・簡単・はずれない画期的なゴムパット”

シティーパットは交換も手軽にでき、強度・耐久性もアップ、都市環境を快適に保ちながら工事を進めなければならない業界のニーズに適応した漸新な鉄履帯用ゴムパットです。  
又、産業廃棄物としての処理も手軽に行なえます。

〈特  
長〉

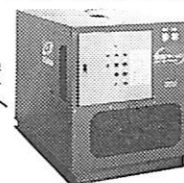
- ①切断・脱輪の心配がありません。
- ②シューの形状にフィットしているため、脱落の心配がありません。
- ③ゴムの厚さを充分にとった設計……優れた耐久性と経済性を実現。
- ④簡単に1個単位で取替ができます。



### 1 吸収・回収

建設工事にもなる汚泥を吸引・回収し、圧送します。

EVP  
真空発生装置  
パワーユニット



### 2 連続吸排

汚泥の吸引・排出が作業を中断することなく連続して可能。

VET  
連続吸排装置  
レシーバユニット

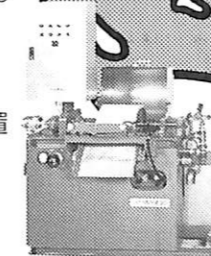


地中に夢中。

ツルミは「生懸命」です。

汚濁水の回収から脱水処理。

TDR  
汚泥脱水装置  
ドラム・セバ



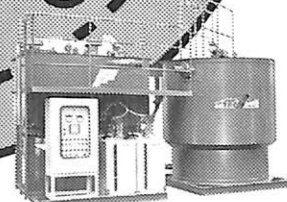
### 4 分離・脱水

汚泥の液体分を吸収ろ過し、固形分を脱水します。

### 3 中和・浄化

濁水の浮遊物質(SS)を浄化し、PH異常(8.6以上)を中和します。

TDC  
濁水処理装置  
グラント・セバ



大阪本店 〒538 大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号 TEL.(06) 911-2351代 FAX.(06) 911-1800  
東京本社 〒110 東京都台東区上野5-8-5(CPI10ビル) TEL.(03) 3833-9765代 FAX.(03) 3835-8429  
(営業拠点69ヶ所・ツルミサービスセンター130ヶ所)

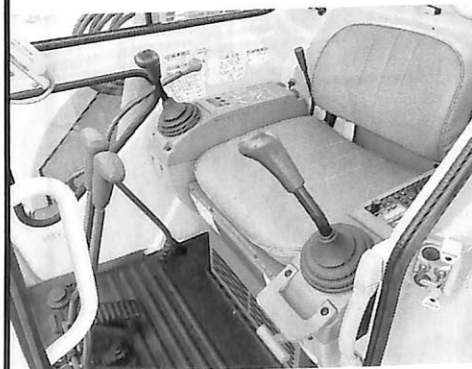
# KOBELCO

## 車幅内旋回ショベル ULTRA COMPACT SWING EXCAVATOR

### グレードアップ

新型キャブによる居住性の向上(SK50UR・SK75UR)、約20%アップの横安定性(SK75UR)などにより、より使いやすく、快適になったURシリーズ。完全車幅内旋回性能、スタンダードショベル並みの作業性能、メカトロ採用の作動範囲制御装置などを活かして、狭所だけでなく様々な現場へとさらに仕事広がります。

- 新型ワイドキャブ採用。ゆったりとした空間を確保しながら、視界性、ウィンドやドアの開閉・収納などを細部構造まで配慮して設計。(SK50UR・SK75UR)
- 右オフセット時のシュー外側掘削量はバケット1個分。(SK30UR・SK50UR)。
- スムーズな操作でオペレータの負担を軽減。
- メカトロ採用による作動範囲制御装置がキャブ(キャビ)とアタッチとの接触を防止。



(SK50UR・SK75UR)

# 狭所作業の主流です。

### SK 30UR

- 車幅: 1,550mm
- バケット容量: 0.08m<sup>3</sup> (JIS0.07m<sup>3</sup>)
- 掘削深さ: 2,840mm

### SK 50UR

- 車幅: 1,980mm
- バケット容量: 0.16m<sup>3</sup> (JIS0.14m<sup>3</sup>)
- 掘削深さ: 4,180mm

### SK 75UR

- 車幅: 2,320mm
- バケット容量: 0.28m<sup>3</sup> (JIS0.25m<sup>3</sup>)
- 掘削深さ: 4,200mm

\*お問い合わせ、カタログ請求は、お電話またはおハガキでお気軽にどうぞ。  
◆ 神鋼コベルコ建機 ショベル営業本部  
〒135 東京都江東区東陽2丁目3番2号 TEL.03-5634-4121

### 特報!

パートナーはエンジンカッターに  
3つの夢を実現しました。

## K650 ACTIVE (アクティブ)

排気量 71cc  
重量 9.3kg



- ① きれいな空気だけをエアフィルター室に送ります。
- ② デコンパバルブの採用でエンジンは楽々スタート!
- ③ 日常のメンテナンスの手間と費用を大幅にカットします。

# スウェーデンの 安全と高品質を 是非お仕事の パートナーに!

## 建機レンタル業界の必需品!!

### エレクトロラックス 業務用クリーナー

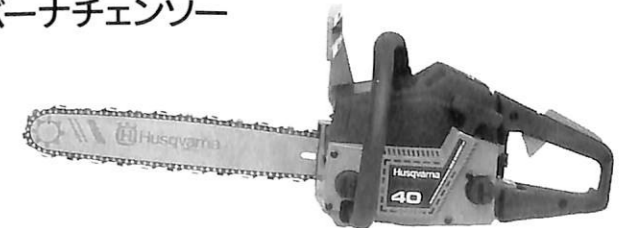


乾湿両用タイプ  
UZ-877型 45ℓ/17kg

### パートナー電動カッター 100V/1,400W/9.0kg K2300EL



### ハスクバーナチェンソー 40型 40cc/4.8kg



## エレクトロラックス・ジャパン株式会社

### パートナーインダストリアル営業部

本部: 東京都港区海岸3丁目2番12号(安田芝浦第2ビル) ☎03-3453-3431(代)

札幌営業所 ☎011-822-4191 東京営業所 ☎03-3453-3431 大阪営業所 ☎06-337-6044  
仙台営業所 ☎022-254-4391 名古屋営業所 ☎052-881-3481 福岡営業所 ☎092-575-4188



営業本部 〒158 東京都世田谷区用賀四丁目10-1 TEL.03-5717-1155  
CATERPILLAR(キャタピラー)及びCATはCaterpillar Inc.の登録商標です。  
三菱、MITSUBISHIは三菱重工業株式会社の登録商標です。



おなじみのキャタピラーに、  
三菱のミニショベルが  
登場!!



New

いよいよ、ミニショベルに本格派の出現です。  
満を持して、三菱MMシリーズ、ついに誕生。  
期待の性能がある。待望の乗りやすさ、使いやすさがある。  
人のそばで、街の中で、自慢のスタイリング、カラーリング。  
新キャタピラー三菱ならではのテクノロジーが満載。  
ミニショベルを指すなら、  
「これからはひいては、MM」です。

MM55SR  
バケット容量  
0.22m<sup>3</sup>(0.20m<sup>3</sup>)

標準機 バケット容量0.011m<sup>3</sup>(0.01m<sup>3</sup>)~0.16m<sup>3</sup>(0.14m<sup>3</sup>)(全8機種)  
超小旋回機 バケット容量0.055m<sup>3</sup>(0.05m<sup>3</sup>)~0.22m<sup>3</sup>(0.20m<sup>3</sup>)(全4機種)  
注: バケット容量は新HS表示です。(旧)内は旧表示を併記したものです

MM30B バケット容量0.090m<sup>3</sup>(0.08m<sup>3</sup>) MM20SR バケット容量0.055m<sup>3</sup>(0.05m<sup>3</sup>)

AIRMAN®の工場が、  
国際規格 ISO9001 の認証を取得しました。

記

認証取得事業所: 北越工業(株)新潟工場(分水工場および吉田工場)  
認証の対象範囲: 回転式および往復式コンプレッサ・エンジン発電機・  
ミニショベル、以上の開発・設計・製造およびサービス  
支援業務  
認証登録機関: 日本品質保証機構(JQA-0581)  
英国規格協会(BSI-FM29990)



JQA-0581



Certificate Number FM 29990



Certificate Number FM 29990

今後も、エアマンの工場から安心してご使用いただける高品質の製品をお届けいたします。



エンジンコンプレッサ  
PDS70S-08



モータコンプレッサ  
SAS37P



エンジン発電機  
SDG2S-II



ミニショベル  
AX30-2

### 北越工業株式会社

新潟本社・分水工場 〒959-01 新潟県西蒲原郡分水町大武新田113-1  
TEL (0256) 97-3201 FAX (0256) 91-3065  
吉田工場 〒959-02 新潟県西蒲原郡吉田町下粟生津3074  
TEL (0256) 92-6511 FAX (0256) 92-5865  
東京本社・支店 〒160 東京都新宿区西新宿1-22-2新宿サンエービル  
TEL (03) 3348-7251 FAX (03) 3522-8551  
大阪支店 〒566 大阪府摂津市新在家2-32-13  
TEL (06) 349-3631 FAX (06) 349-1141

札幌・旭川・盛岡・仙台・新潟・  
郡山・宇都宮・高崎・松本・埼玉  
千葉・横浜・静岡・金沢・名古屋  
京都・神戸・岡山・広島・高松・  
松山・福岡・熊本・鹿児島・那覇

AIRMAN®は、北越工業のブランド名です。



# KOMATSU

## 「使う人の立場で考える」

すべてが新しいのは、開発テーマの原点が違うからです。



いままでのクレーン作業を考えてみてください。「こんなところでクレーンが使えたら」と思ったことはありませんでしたか。危ない思いをしなが、作業をされた経験はありませんでしたか。コマツでは、もっと効率よく安全に作業をしていただくために、総合建機メーカーとしての技術を集約。使う人の立場で考えた新基準マシン“LC08M-1 Atom”を提案します。コンパクトボディにハイパワーと狭所作業もラクにこなすオフセット式2軸旋回方式、先進の安全装置群などの機能を充実。実際の現場を見ずえることで、新次元の作業性・安全性を実現しました。原点が新しい、すべてが新しい、セーフティ&コンパクトクレーン。これからは、“LC08M-1 Atom”と呼んでください。

- 主要機能／[作業関連機能] ●狭所作業もラクにこなすオフセット式2軸旋回方式 ●めんどろなアウトリガ操作のいらない拡張式クロラ ●自力脱着可能なカウンタウエイト ●占有床寸法1.75m×1.58m [安全・環境関連機能] ●過負荷防止モーメントリミッタ ●低騒音・無排気を実現する電気駆動方式
- 主要諸元／ ●最大定格総荷重800kg×1.8m(2本掛け) ●最大作業半径5.08m ●最大地上揚程5.1m ●最大地下揚程43m(1本掛け・オプションワノヤ装着時)

コンパクトボディに  
先進の作業性・安全性をそなえた  
新基準マシン。

SAFETY & COMPACT CRANE

# LC08M-1

# Atom

アトム